

開議 午前 9時00分

◎開 議

○議長（石山貴美夫君） ただいまの出席議員は11名で定足数に達しております。
これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（石山貴美夫君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。
なお、説明員は3月24日と同様ですので、ご了承願います。

◎一般質問

○議長（石山貴美夫君） 日程第1、一般質問を行います。

本日は、中澤莊也君、野口直次君、佐々木直也君の一般質問を行います。

順番に発言を許します。

11番、中澤莊也君、発言を許します。11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） 皆さん、改めまして、おはようございます。11番、中澤莊也です。
一般質問通告書に従って質問を行います。

その前に、感謝の言葉を述べさせていただきたいと思います。

3月31日をもって県に帰任される秋元副町長、長い間、町長の右腕として、補佐役として川根本町の行政の推進に御尽力いただきまして、ありがとうございます。

3年間という期間でありまして、非常に慣れない環境の下で大変だったと思いますが、この経験を生かされて、県に帰られても、今度は県の発展のため、県行政のため、御尽力をいただきたいと思います。

また、3月31日をもって、定年退職を迎えられます大村総務課長、梶山建設課長、平松教育総務課長、大村泰子社会教育課長におかれましては、長い間お疲れさまでした。引き続き、行政に携わっていただけるということですので、今まで培われた知識と経験を持って、これから頑張りたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、質問に入らせていただきます。

質問事項は、町の将来像・ありたい姿について、森林経営管理制度の推進について、在宅高齢者等配食サービスについて、町長、行政の考え方を伺うものです。

最初に、町の将来像・ありたい姿について、質問の要旨に基づいて2点の質問を行います。

町長は、今年度の予算編成に当たり、町の将来像・ありたい姿として「シビックプライドを抱けるまち」～住み続けたい、住んでみたい～としています。

シビックプライドの語源は、19世紀のイギリスの産業革命時代に、商工業の発展に伴い都市が生まれ、厳しい都市間競争が起きた。市民階級が力をつけ始めた時代であり、市民自らが住んでいる都市を誇りあるものにしようとする動きが活発になったということです。ビートルズでおなじみのリバプールやリーズなどの都市は、自分たちの手で、よりよいまちをつくっていかうとするシビックプライドの機運が高まったと書かれています。町長がまちづくりに欠かせないものとしてよく口にされる地域愛、郷土愛とは少し違っているように思われます。

1点目の質問は、町長が描く町の将来像、シビックプライドを抱けるまちとはどのようなものであるのか。

2点目の質問は、令和7年度予算において、シビックプライドという言葉の持つ地域社会への貢献意識を町民に抱かせる事業として、どのようなものを考えられているのかを伺います。

次に、森林経営管理制度の推進について、3点の質問を行います。

森林経営管理制度は、森林の有する多様な機能を維持・活用するために、森林を適切に管理・経営することを目的として創設されております。この制度創設の背景には、森林所有者の特定が困難な森林が増加している。森林所有者の森林への関心が薄れ、手入れが不足するなどの森林の管理が適切に行われていない事態が背景にあります。

温室効果ガスの削減、土砂崩れ災害の防止等の多様な機能を有する森林の適切な管理をするために設けられたこの制度を森林所有者に周知し、推進していく必要があると考えます。

3点、質問を行います。

1点目の質問は、森林所有者の意向を確認するための説明会等を地区ごとに開催する考えはあるか。

2点目の質問は、森林法第10条の7の2第1項、これは新たに森林の土地の所有者となった者については、農林水産省令で定める手続に従って、市町村の長にその旨を届けなければならない義務になっております。そうした届出をされた森林の所有者に対して経営管理の意向を確認しているかどうか。

3点目は、小規模な山林1ha未満のそういうものを間伐、倒木除去等にする場合の補助制度を創設する考えはないかを伺うものです。

最後に、在宅高齢者等配食サービスについてであります。

この事業は、高齢者等の食生活の改善や安否確認に大きな役割を果たしている事業であり、高齢者等の生活の質の向上等に大きく帰依しているものと考えられますが、家にいて1人で食事を続けることが孤食を助長し、人とのコミュニケーションを狭めているのではないかと

いうふうにも考えられます。

配食サービスの現況、孤食を防ぐ取組等を含め、次のことを伺います。

配食された弁当をコミュニティセンターなどにまとめて届け、近くの方が集まって一緒に会食するような、そんな機会が設けられないかというふうに思います。その辺についての御意見を伺わせていただきたいと思います。

行政側からの明確かつ前向きな答弁を期待し、私の最初の質問といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（石山貴美夫君） ただいまの中澤莊也君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 皆さん、おはようございます。

冒頭、中澤議員が秋元副町長以下職員にも慰労をしていただき、ありがとうございました。

本当、秋元にはずっと私の右腕として、中澤議員が言うように、大変な苦勞をかけたなど私も思っております。

それでは、町の将来像、令和7年度予算についてお答えをします。

昨日の大竹議員とかぶるところもあるかもしれませんが、よろしくお願いをいたします。

令和6年度において新町建設計画による大規模な事業が発注でき、7年度中には施設整備が整う予定です。

私は、本年合併20周年を迎えるに当たり、令和7年度予算編成ではハードからハートへ、いわゆる行政サービス等のソフト事業の充実を掲げました。これは、今後、30年、40年と続く町を目指していくものです。

そのためには、この町に住む人が住み続けたい、住んでみたい町でなければなりません。地域への誇りと愛着、まさにシビックプライドの醸成は重要であり、様々な観点から取り組んでいく必要があると考えます。そこに住む人は、来訪者に自分の町のよいところを語られる町でありたいと考えております。

令和7年度予算においては、人づくりとして、地域を愛する心を育み、住民が輝き、活躍できる土壌づくり、サービスとして、安心と幸せを感じられるサービスの提供を目指します。

具体的には、まちづくりリーダー養成講座、未来のまちづくり人材育成事業等、町の将来の担い手やまちづくりへの参画を図っていきます。サービスの充実としては、妊婦健診や分娩等への交通費助成や小児科・産婦人科のオンライン相談体制の継続等により、定住環境の整備を図っていきます。

このように、まちづくりへの住民の参画機会の創出やサービスの充実を進めていくことで、住民が町への関心を高めていければと考えます。

二つ目の1と2です。

森林所有者への説明会の開催、経営管理の意向確認についてお答えします。

現在、当町は川根本町森林整備計画において、森林経営管理制度に基づき公共性の高さを考慮し、水源林整備を行っております。水源林所有者へは個別意向調査を実施しているため、現状では地区ごとに説明会を開催する予定はありません。また、経営管理の意向については、現在、確認を行っておりませんが、森林所有者自身で森林を管理することが難しいなど、申出があった場合は意向調査を行います。

今後、後継者不足や高齢化のための整備の行き届かない森林がさらに多くなることが予想されますので、森林経営管理制度について町民に幅広く周知し、林業関係団体と連携しながら進めていきたいと考えております。

二つ目の三つ目です。

小規模森林整備に対する補助金制度についてお答えします。

現状では小規模森林整備に対する補助について予定はございませんが、森林整備の目的など内容を精査し、ほかの自治体の取組を参考に、川根本町の制度について研究してまいりたいと考えます。

三つ目の在宅高齢者等配食サービスについては、担当課長からお答えします。

○議長（石山貴美夫君） 高齢者福祉課長、竹野克彦君。

○高齢者福祉課長（竹野克彦君） それでは、最後の御質問の在宅高齢者配食サービスについてお答えをいたします。

配食サービスは、調理済みの食事を高齢者等の自宅に配達することで、食生活の改善と、併せて見守り活動を行うものです。

このサービスに孤食を助長することがないような取組が必要との御指摘ですが、現行の高齢者向けサービスで配食が伴うものにケアラズカフェ、おじさんキッチン、ちょっくらランチなどがあります。そのため、これらのサービスへのさらなる参加の促進によりまして、高齢者同士の交流の機会を増やすことで今回の御指摘には対応してまいります。

また、配食サービスにおいては、食事の自宅配達というニーズに的確に応えることが、利用者にとって満足度の高いサービスにつながると考えます。

以上でございます。

○議長（石山貴美夫君） 再質問を許します。11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） それでは、順次再質問をさせていただきます。

今、町長のほうから、丁寧なシビックプライドについての考え方等の御説明がありました。まず、シビックプライドのことについて再質問をさせていただきます。

シビックプライドの効果とメリット、いろいろあるかと思います。今、言われたように、町民がこの町を愛し、それと、誇りに思うことによって世間に、外に、この町のよさというのを発信していける。それによって、人も呼び込むというような効果があるというふうに思いますが、行政のほうでは、そのことについてどのように考えているのか、まず伺いたいと思います。

○議長（石山貴美夫君） 総務課長、大村妃佐良君。

○総務課長（大村妃佐良君） それでは、中澤議員の御質問にお答えさせていただきます。

議員、先ほど言われましたように、シビックプライドとは、地域や自治体に対する住民の誇りや愛着、そして地域社会に貢献する意識を示す言葉であります。また、大切なのは、やはりその地域に住む一住民として、地域の発展に貢献しようとしている意識の醸成だと思います。これ、前から住んでいる方と併せまして、今、移住・定住で来られている移住者の皆様も同じようにシビックプライドを持っていただきたいという思いでございます。

効果ということで、今、議員が言われましたように、地域、誇り、愛着を持つということは、やはり地域に自信があるということで、地域の認識度をPRすることによって上げていく、また住民参加するということで、やはり自分ごとのようにまちづくりに参画していくというようなことを期待しているところでございます。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） 11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） このシビックプライド、地域に誇りを持つ、まちづくりに参加しているという意識というのは、なかなかすぐには育たないものだというふうに思います。

シビックプライドの醸成・形成方法ということで、どのようにお考えになっているのか、伺いたいと思います。

○議長（石山貴美夫君） 総務課長、大村妃佐良君。

○総務課長（大村妃佐良君） 今、議員おっしゃるように、なかなかシビックプライドの醸成ということは一朝一夕にできるものではございません。

来年度の新規事業として、やはり住民参画ということで、まちづくりリーダー養成講座とか、未来のまちづくり人材育成というところで、高校生等の人材育成も図っていきたいと考えております。また、引き続いて、千年のふるさとづくりとか、住民主導のイベントでの助成、これは一層の広報も必要でございます。また、教育の面からも、やはり社会教育とか、ゼロ歳から18歳という新たな特色ある教育の中でも、やはり地域の歴史とか、そういうものを学んでいくことによって地域に、こういう地域なんだというような愛着と誇りを持てるような仕掛けが必要だというふうに考えております。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） 11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） まさにそのとおりだというふうに思いますが、やはり長いスパンをかけて、そういう精神、気持ちというか、そういうものを育てていく必要がある。

今、総務課長が言われたように、社会教育の中で、教育の中で地域学習をしていく中で、子供たちにこの町のよさ、すばらしさというものが多分育っていくのではないかというふうに考えられますが、義務教育も各校における地域学習のことについて、教育委員会のお考えを伺いたいと思います。

○議長（石山貴美夫君） 教育長、石原一則君。

○教育長（石原一則君） 先ほど町長のお話もありましたけれども、来年度、本町は町制20周年を迎えますが、その20周年のロゴを作るときに、まず、子供たちに、じゃ、この町の誇れること、何だろうというようなことを三ツ星学園と光の森学園の子供たちに聞きました。そうすると、第一は、やはり自然が多かったです。我々もびっくりしたんですが、子供たちがこの町で誇れることの第2位は人でした。この町に住んでいる人たちがすばらしいというのを、今、既に子供たちは認識しております。

本年度令和4年度、学校にたくさんの地域の方たちが入っていただく学習をやったところ、222人の地域の方たちが入ってやっていただきました。

そういう活動を通して、子供たちは、この地域に住んでいる皆さんのすばらしさ、または本物、そういうものを実際に体験する中から学んでいきます。これからもそういう活動をどんどん続けていきたいなというふうに思っております。

○議長（石山貴美夫君） 11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） ありがとうございます。

町長がよく言われるゼロ歳から18歳、切れ目のない教育ということと、この町に誇りを持つということは、この町のすばらしさを町内外に発信していくということにかかってくると思いますが、やはり町の魅力を定期的に発信する必要があるということであると思いますが、その情報の発信ということで、少し行政側の考え方を伺いたいと思います。

○議長（石山貴美夫君） 総務課長、大村妃佐良君。

○総務課長（大村妃佐良君） 質問にお答えします。

情報の発信ということで、当然、うちのほうのデジタル推進課による広報とかありますけれども、来年度におきましても、様々な地域おこし協力隊の採用もございます。その中で一つずつですね、温泉とか、星空とかというような情報発信を連携を取っていくということで、来年度予算の編成をさせていただきました。

通常ある広報はもとより、いろんな方に協力をしていただいて、情報発信をしていくということが大事だというふうに思っております。

○議長（石山貴美夫君） 11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） 基本構想とか、総合計画の中にもありますように、人は人財、単なる「材」ではなくて財産の「財」使っておりますけれども、地域を変えていく核であるというのが人ということで、この町のまちづくりの方針として、人づくりというものが前面に出しておりますし、そこを基本に考えていらっしゃるようですので、やはり今年度の予算の中でも若い人たちが町政に参加する、自分のこのまちづくり会議の思いを話し合う、そういうようなリーダー養成に今後も力を入れていっていただきたいというふうに思います。

それでは、2番目の森林経営管理制度の推進について伺いたいと思います。

森林管理制度に対する、まず、町の基本的な考え方と取組について伺いたいと思います。

○議長（石山貴美夫君） 産業振興課長、澤口誠一郎君。

○産業振興課長（澤口誠一郎君） それでは、お答えします。

町の基本的考え方と取組についてでございますけれども、森林所有者から申出や相談があった場合ですけれども、意向調査を行い、管理が必要と判断した場合は、森林所有者から経営管理権を取得して整備を行っていききたいと思います。

現在は、公共性の高さ、水源の安定、災害に強い山林づくりを考慮し、水源林の所有者への趣旨を説明し、整備を行っています。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） 11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） 先ほど町長の答弁の中で、2番目の質問に対して意向は確認されていない。申出があった場合については、意向の調査をするということですが、この制度、例えば財産の国庫の帰属制度というのはできたんですが、それが一般の人たちに周知されているかどうか。すばらしい制度ができているんですが、それが知られなくて、うまく利用されなかったその制度というのは絵に描いた餅に終わってしまうおそれがあります。ですので、私がここに、最初に質問をさせていただいたとおり、地区ごとの説明、これはぜひ進めていただきたいということであります。

森林所有者からの管理の申出があった場合について伺いたいと思いますが、まず、申出があった場合の森林について、林業経営に適した森林であった場合の対応、林業経営に適さない飛び地にあるとか極小な場合の山林の対応、その二つに分けてお答えをお願いします。

○議長（石山貴美夫君） 産業振興課長、澤口誠一郎君。

○産業振興課長（澤口誠一郎君） それでは、お答えします。

繰り返しになりますけれども、林業経営に適した森林につきましては、制度を有効活用し、森林が持つ多面的な機能を発揮させるために森林づくりを行うこととなります。

なお、森林経営に適さない極小や、飛び地の森林の場合につきましては、所有者個々では森林整備を行うことは難しいと考えますが、森林の所有者の意向を確認して、併せて森林整備を行うことも可能かと考えます。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） 11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） 森林の適さないことについて、もう一度説明をりたいと思います。適さない森林について、小規模の。具体的にどのように考えられているのか。

やはりそういう制度ができたということは、そういう人たちの意向も反映して、町が管理することができるというふうになったわけですね。ですので、そういうものが、今、災害も毎年起こるような状態であるし、荒れている森林、山の機能として土砂災害を防止するとか、二酸化炭素の吸収をするとか、そういう効用がある、多様な機能を有しているわけです。そういうものを発揮するために、里山というんですか、そういうものの整備というのは、こ

れから絶対に必要になってくると思います。

先ほど考えていただけるということですが、小規模山林の整備、倒木の除去、間伐等に対しても、補助制度をいろいろ勘案しながら、他町の様子を聞きながら、町独自の制度を創設していくこともやぶさかではないという御答弁もありました。その辺について、もう一度行政側の考えを伺いたいと思います。

○議長（石山貴美夫君） 町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 議員御指摘のとおりでありまして、いろんな意味で、災害も絡んでくる、山が。里山整備といったって、ただ、間伐すればいいということでもないし、その点においては、いつも森林組合の総代会前に会議を開くから、その時点の中において、我々も森林組合さんに対して、いろんな問題を仮定しながら、お話をしていくことが大事だと私も思っていますし、今までちょっと私も林業に関して、なかなか行くときがないものですから、そういった意味において、議員のこの質問というのは大変いい質問だと思いますので、大事なことは水源涵養。要するに危ない場所って幾つもあるから、この山は。そこをどういう対応しながら、これから森林整備も行っていかなきゃならないし、あと一つ、大事なことは、もう高齢者になってきて、自分の境も分からない人たちが多し。山も行かないから、そうなってくると、余計山って荒れちゃうので、その辺もいろんな意味、森林環境譲与税も今年は6,000万円から9,000万円に増えました。そういった意味の中において、どういう対応が取れるかということをしつかり森林組合さん、一番ここがパートナーですので、そこを話しながら、今後、こういった問題、いろんな問題を全て取り組んでやっていきたい。

まず、一番大事なのは災害に、そこが一番、私、この頃思っていました、これだけ密植で植えて、どこの山を見ても、これ将来大変ですよ、やっぱり。いろんな意味において、その辺も間伐もしなきゃいけないし、そういったことがこれから先できるのかなという、やらなきゃいかん。このため人工林増やしちゃっている、ふやしちゃっているといったら、怒られちゃうけれども、そういう制度が国に昔あったから、それで、この時期になって、やっぱり伐採する人もいなくなって、そういったことも含めて、いろんな森林計画はしっかり立てていかなきゃいけない重要な課題だと思っています。

○議長（石山貴美夫君） 11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） まさに町長が言われたように、森林の多様な機能、こういうものを発揮するためには森林の管理、そういう計画的な管理、これは農地にも言えることですが、所有者の高齢化、行方不明土地等が増えている、そういう現状を考えても対策はえらい急務だというふうに考えます。

最後に、高齢者配食サービスについて、先ほど竹野課長が御答弁いただいたとおり、いろんな孤食を防ぐための取組、おじさんキッチンとかケアラズカフェ、地名においても地名カフェとかということをやっている、多くの高齢者がそこに集い、いろいろな話合いをし、食事をしながら楽しむ、それによってコミュニケーションも生まれるし、よくいうひきこも

りとか鬱、そういうような症状が改善されているというふうに考えていいかと思えますけれども、そういうカフェとかへ参加する人たちというのは、やはり固定化しているのではないかというふうに思うんですけれども、そういう面から考えて、家庭にお弁当を届ける、それがサービスの根幹であるということは分かりますけれども、月に1回ぐらい集会所等へそういうものを配食されて、地域の人たちを何らかの方法で呼んでいただいて、そこは行政の負担になるかと思えますけれども、そういうことも考えていただけたほうがいいのではないかというふうに思いますが、その辺について伺いたいと思います。

○議長（石山貴美夫君） 高齢者福祉課長、竹野克彦君。

○高齢者福祉課長（竹野克彦君） では、お答えをいたします。

配食サービスにつきまして、御通告のありましたとおり、会食形式ということでございますけれども、地区のそれぞれの事情があろうかと思えます。

人口密集エリアもあるでしょうし、そうでないエリアもありますので、そのあたりについては、先ほど答弁をさせていただいたような対応がよりよい対応かなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（石山貴美夫君） 11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） 地域的な状況で、なかなかその人たちを一つの場所に集めるというのは、なかなか大変で、どなたかが、ボランティアの人たちがその人たちを連れていく、そういうことはあるかと思えますけれども、できるだけ高齢者の生きがい対策というんですか、高齢者の生活の質の向上という面から考えて、そういう福祉のサービスというのは、今後とも続けていく必要があるのではないかというふうに思います。

以上であります。時間を少しというか、残しましたけれども、中澤の質問は以上であります。ありがとうございました。

○議長（石山貴美夫君） これで中澤莊也君の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。再開は9時45分といたします。

休憩 午前 9時32分

再開 午前 9時45分

○議長（石山貴美夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

8番、野口直次君、発言を許します。8番、野口直次君。

○8番（野口直次君） こんにちは。8番、野口直次です。

通告に従い、一般質問をさせていただきます。

暑さ寒さも彼岸まで、よく言ったものです。長い冬も終わり、桜の季節になります。春は

出会いと別れの季節でもあります。3月18日光の森学園、19日は三ツ星学園の卒業式に参加させていただきました。両校で27名の9年生が元気よく巣立っていきました。二つのそれぞれ特色ある義務教育学校が町内にあります。今後、子供たち、保護者が自由に学校を選択できる環境が整えば、町にさらなる情景が見えてくるかもしれません。移住者の人たちにも、教育の門戸が広がる可能性を含め、みんなで検討も必要になってくるかもしれません。そんなことを思っております。

今回は、町民が困っていること、心配しているというか、私事を含めて、大きくは三つのテーマで質問をいたします。

本題に入る前に、柚子出荷の際の段ボールを議長の許可を得て説明に使用させていただきます。それがこれですので、よろしくお願いします。

県内はもちろん、関東・中京方面に出荷していますこの段ボールの中には、普通こういう柚子が二つあるいは三つ入りのパックを30パック、この中に詰めることができます。表年、裏年で相場の違いがありますが、1パック約60円から120円になります。1箱約1,800円から3,600円程度で、市場で販売されております。それから、市場手数料、運賃、パック、シール、段ボール等、資材等が差し引かれます。当然、生産費もかかります。あらゆるものの値上げにより農家の手取りが目減りしていて、経営が圧迫されている中で、配送車の突然の休業には、ふじのくに川根本町ゆず協同組合の会員、生しいたけの出荷者等の方が大変困っております。また、生産者も高齢にもなっております。

茶を通販されている方は金額に関係なく、送料を頂けるシステムになっていると思います。非常に、これは生ではありませんのでコンパクトですが、これでもうグラム1,000円なら200グラムですと2,000円です。としますと、大体これとこれを比較することはできませんが、そのような違いがあることも皆さん御存じだと思います。先ほど言いましたように、比較して青果物は市場のセリ場に品物が届いて初めて価格が決まります。

藤枝には、全国の市場に直接荷物を納入できる運送会社があります。当町から藤枝まで安価で荷物を持って行っていただいた業者がなくなったこと、その支援対策について、今日の質問の一つのテーマです。今まで当たり前届けられていた商品が、市場に決められた時間までに青果物を届けることができなくなりました。また、藤枝の運送会社の集荷も最終時間が繰り上げられました。トラック運転手さんの働き方改革があり、午後1時30分までに持参しないと、明日の朝、セリ場に乘れなくなった厳しい状況の中で、先ほども述べたが、さらに追い打ち的に地元の川根本町の配送業者さんの休業でした。個人の零細農家には、町内から藤枝まで往復約3時間かかり、配送、持込み、とても余裕がありません。また、シーズン中はなおさら無理です。

毎日セリに青果が上がるのが前提で、長い間の積み重ねから、市場から信用・評価され、価格も維持されているのが実態です。また、郵便局含め、宅配利用者が運賃が高く、残念ながら、青果出荷にはハードルが高く、実際、なかなか採算ラインにも乗らないのが現実です。

価格の上乗せができない状況で、どうしても支援・援助をお願いするしかないのです。今の現状を知ってほしいので説明をいたしました。説明が長くなり、申し訳ございませんでした。本題に入ります。

最初に、1として、農産物の出荷者の流通面の支援対策を伺います。

(1) 農産物を藤枝に運ぶ地元業者が突然、昨年12月に休業し、生産農家は途方に暮れている。町としても関係団体と協議し早急の解決に知恵をかしてほしいが、町の考えをお伺いいたします。

(2) 農家経営が安定し、継続していけるためにも、流通の方法と地元の配送者が成り立つ支援・助成等を検討してほしいが、町の考えをお伺いいたします。

3番といたしまして、移住者、後継者（若者）が当町において職業選択の一つとして、新規就農ができるためにも上記の課題解決には協力してほしいと思っております。考えを伺います。

2番目といたしまして、国道362号線・473号線の併行区間の瀬沢一久保尾間の通行止めについてお伺いいたします。

(1) 現時点での復旧復興工事の見通しをお伺いいたします。

2番目として、迂回路の町道・林道の整備を通勤・通学等の安全面からも、さらに改良できないかをお伺いいたします。

(3) 台風・大雨のシーズンを迎え、迂回路を含め、集落の孤立を防ぐための対策を住民説明会等を含め、検討されているのかをお伺いいたします。

3番目といたしまして、令和4年9月台風15号の教訓から、当町においてライフライン強化はどのように進められているのかをお伺いいたします。

(1) 水道施設の水源が1か所のみ集落地域は長期断水が心配されます。その対策をお伺いいたします。

2番、地震・台風等災害規模にもよるが、東海道沿線につながる主要道路の復旧工事は最短何日を想定しているのか、お伺いいたします。

(3) 災害時における電気・ガス・ガソリン供給に関するライフライン各種協定締結は既に行っているのかも伺いいたします。

また、前後しましたが、ちょっと訂正をお願いいたします。

2番目の国道のところの質問の中で、国道362号線・473号線の「併行」が、利用というか、用いるほうがよかったと思いますので、すみませんが、訂正をお願いしたいと思います。

以上で、壇上から終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（石山貴美夫君） ただいまの野口直次君の質問に対し、町長の答弁を求めます。

町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） それでは、野口議員の質問にお答えさせていただきます。

まず、一つ目の1、農産物の運搬に関すること、2、支援に関すること、3、移住者等へ

の対応については、関連しますので一括でお答えさせていただきます。

現在、運営委託者である川根清涼野菜出荷協議会は、12月に農産物販売施設への配送を休止していますが、ＪＡおおいがわが独自に運営する集配システムにて、従来の目的は、おおむね達成できるものと認識しています。

しかし、このＪＡシステムは配送先や配送日数が限定されていることや、売れ残り品の引上げが行われないなど、課題も指摘されております。

町としては、利用者が引き続き円滑に農産物を出荷できるようＪＡに対し、より利用しやすい環境の整備について働きかけを行ってまいります。

また、生産者にとって流通と配送の支援は、既存の集荷、流通ネットワークを活用できること、そして出荷規格や品質管理のノウハウを持つ事業者がその役割を担うことが最善であると認識しております。引き続き、移住者や後継者が新規就農できる環境整備に努めるとともに、ＪＡや農産物の出荷実績が豊富な農業法人などと協議を進めてまいりたいと思います。

２番目の瀬沢から久保尾間の通行止めについては、担当課長からお答えします。

三つ目のライフラインの強化についてお答えします。

令和４年台風１５号による災害対応については、令和６年度において、主要な箇所についておおむね発注し、工事完了に向け進んでおります。

災害は、毎年、大小の被害を受けており、ライフライン強化の重要性は誰よりも感じているところです。

ライフライン強化については、町単独では限界があり、国・県等の支援や連携が不可欠であります。このためにも、国・県への要望活動により財源の確保に努めてまいります。

詳細につきましては、担当課長からお答えします。

○議長（石山貴美夫君） 建設課長、梶山正幸君。

○建設課長（梶山正幸君） それでは、瀬沢―久保尾間の復旧工事の見通しについてお答えをいたします。

道路を管理する島田土木事務所川根支所に確認したところ、災害箇所は地滑りに起因して発生したものであり、調査観測の結果、地滑りの範囲は幅６０ｍ、長さ１００ｍ、深さ４．７ｍから８．８ｍと比較的大きなものであったようです。昨年１２月に、この地滑りの範囲を特定した後、現在は複数の復興・復旧工法について学識経験者の意見を聞き、比較検討を行うなど、国との協議を進めているとのこと。復旧工法により必要な工事期間が定まることから、現段階では具体的な復旧工事のスケジュール等をお示しすることは困難ですが、工事完了には数年を要する見通しであると伺っております。

二つ目の迂回路についてお答えをいたします。

迂回路として利用する中で、地区要望に基づき島田土木事務所川根支所と連携し、側溝へのグレーチング設置や区画線、路肩部分へデリネーター、反射板等を設置をするなどの安全対策を行っております。

今後も長期にわたり、町道二本松線及び町道下長尾向井線を迂回路として利用していく必要が見込まれることから、待避所の整備と安全対策について検討してまいりたいと考えてございます。

三つ目の雨期対策及び住民説明会等についてお答えをいたします。

台風・大雨シーズン前には、側溝等の清掃を実施し、排水機能の向上を図るとともに、必要により、事前避難等の対応についても関係機関と連携した対応を進めていきたいと考えております。

住民説明会につきましては、地元と調整の上、島田土木事務所川根支所と連携し、対応していきたいと考えております。

それから、3番目の大きな質問のほうの台風15号の関係のライフラインの関連の二つ目の主要道路の復旧工事についての回答でございます。

災害規模の大きさにより復旧日数は異なります。例えば沢からの土砂の押し出し等の撤去であれば、数日から1週間程度で復旧可能でございますが、路肩決壊や、のり面崩壊などの災害になると、小規模なものであっても復旧工事の設計に約2か月、その後、工事期間には半年から1年程度要する見込みであると同っております。

以上です。

○議長（石山貴美夫君）　　くらし環境課長、風間一章君。

○くらし環境課長（風間一章君）　それでは、大きな質問の3のライフライン関係の1番、長期断水の対応についてお答えいたします。

当町には11の簡易水道施設があり、そのうち水源が1か所の施設は7施設ございます。現状では、施設間の距離が離れており、各施設を接続するには高額な費用がかかることから、施設間の水の供給は難しいと考えます。

令和7年度当初予算にて、簡易水道施設耐震化事業計画策定業務を計上しております。この計画を作成することで、国の交付金を活用して給水施設の耐震工事ができます。この計画により排水管等の耐震化工事を行い、災害に強い施設を構築してまいります。

以上です。

○議長（石山貴美夫君）　　危機管理課長、中村裕好君。

○危機管理課長（中村裕好君）　それでは続きまして、電気・ガス・ガソリン供給に関する協定についてお答えいたします。

まず、ガスについては、災害援助に必要なLPガスの供給等に関する協定を一般社団法人静岡県LPガス協会と平成30年1月19日に締結、また災害援助に必要なLPガスの供給等に関する覚書書を一般社団法人静岡県LPガス協会北榛原地区と令和5年5月16日に締結しております。

次に、ガソリンを含む燃料の協定ですが、緊急輸送に必要な燃料の供給に関する協定、庁舎棟自家発電装置に必要な燃料の供給に関する協定を静岡県石油商業組合島田支部中川根地

区と平成18年4月1日に締結、庁舎棟必要な燃料の供給に関する協定を静岡県石油商業組合島田地区中川根地区と平成19年4月1日に締結をしております。

最後に、電気ですが、災害等における停電の早期復旧に向けた連携に関する協定を中電パワーグリッド株式会社島田営業所と令和3年12月10日に締結をしております。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） 再質問を許します。8番、野口直次君。

○8番（野口直次君） どうもいろいろありがとうございました。

最初に再質問で、農産物出荷の流通のところ再度お聞きいたします。

私のやはり説明というのは、非常に下手だなということ、改めて分かりました。というのは、私は、町長答弁もあったんですが、JAさんがやっただいていてのは、ああいう稼働ですとか、まんさいかんに出荷する方ある程度やっただいたのを、私が先ほどの説明で市場にというのは、JAさんがやっただいていないのも事実でございますので、その辺の詳細等は、またお調べ願いたいと思います。

じゃ、質問に入ります。

繰り返しになるかもしれないが、野菜、果樹、畑わさび等、町がお茶の転換作物、また補完作物として位置づけするのであれば、煎茶、碾茶はもちろんですが、あらゆる農業分野において生産指導・出口対策はもちろん、流通にも、もっと目を向けていただきたいと考えております。その辺をお伺いいたします。

○議長（石山貴美夫君） 産業振興課長、澤口誠一郎君。

○産業振興課長（澤口誠一郎君） それでは、お答えします。

農産物の生産指導、それから流通対策につきましては、先ほど町長の答弁のとおり、その役割が誰が担うのが最善であるかを適切に判断して、その推進母体が実施する事業運営に対して行政としても必要な支援をしてみたいと考えております。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） 8番、野口直次君。

○8番（野口直次君） 長年の答弁だと私は今思っております。やはり、本当に確かに行政というのは関与すべきところはないと思うんですが、今、私たちが非常に困っている。それで、それは当然各種団体、JAがやるというのは分かりますが、はっきり言って、本来はJAと農家が解決すべき課題というのは理解しているんですが、非常に事が進まないわけです。卵が先か鶏が先でなく、とにかく私たちは、明日からも何とかしてくれよということをお願いしているわけです。その辺はある程度関与しない、できないよということはあるんでしょうけれども、私はある程度、牧之原市とか、あるいは吉田町、確かに中山間地とは状態は違いますが、一度JAさんも連れていっていただいても結構ですが、視察をお願いしたいと思います。どんな感じでやっているか。特に遠州夢咲なんかは、やはりこちらと同じようにお茶が大変厳しい。また、JAハイナンもそうですが、非常に転作に対してはですね、一例を

挙げますと、牧之原の杉本市長が「百丁歩のレモンをやりたいよ」というのは、私も現実、もうやっとな進めていることも事実でございますので、やっぱり、くどくなりますが、真摯にまた一生懸命見てきて、それを小さな町ですから、やれるやれないは別として、やはり現場を見ていただくことをお願いしたいと思います。

続きまして、私が12月に困って指摘してから、この3月の予算特別委員会の答弁では、先ほども答弁いただいたJAと各種団体と相談している話でしたが、農家の立場から、市場出荷に対して早急に、先ほども言いましたが、結論を求めています。町も介入したと思われる川根清涼野菜出荷協議会の存続を求めるが、場合によっては、これに代わる組織の育成、実情を調査して、今後も何らかの形で速やかに再開を願っています。町が潤滑剤の意味も含めて、従来の枠にとらわれない考えで、関与・指導をしてほしいと思います。

当町において少しでも多くの野菜出荷農家が今後も増え、農家所得向上につながるためにも、農業従事者を助けてほしいと思っています。再度、繰り返しますが、その答弁をお願いいたします。

○議長（石山貴美夫君） 産業振興課長、澤口誠一郎君。

○産業振興課長（澤口誠一郎君） それでは、お答えします。

繰り返しになりますけれども、行政としましては、利用者が引き続き円滑に農産物を出荷できるようにJA等に対しまして、より利用しやすい環境の整備について働きかけを行ってまいります。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） 8番、野口直次君。

○8番（野口直次君） 行政面は今後関与はできないが、相談はしてみるということで、残念ながらありますが、次の質問にさせていただきます。

ですけれども、やはり困ったということに対して真摯に、先ほど言いましたが、どうか農家のために、再度お考えをくださるよう重ねてお願いいたします。

続きまして、瀬沢一久保尾間の通行止めについての再質問をいたします。

長期にわたる通行止めは、観光面、産業面等の影響をお聞きいたします。

○議長（石山貴美夫君） 建設課長、梶山正幸君。

○建設課長（梶山正幸君） ただいまの御質問についてお答えいたします。

現時点におきましては、影響があるという声は聞いておりませんが、地域の皆様に対しましては、迂回路通行ということで御不便を来している現状であることを申し上げます。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） 8番、野口直次君。

○8番（野口直次君） 取り方によっていろいろありますが、確かに今建設課長さんが言ったように、大体、私がちょっと知る限りでは久保尾地区の人はおとなしいけれども、実際、困っているというのは事実であります。それで、やはり大規模な地滑りなものですから、見

通しもなかなか厳しい中、やはり国道ですので、町もなかなか働きかけができないとは思いますが、やはり生活道路ということで、もう少し、大変ですが、頑張っていたきたいと思います。

続きまして、現在、ライフライン電気通信設備には支障がないのか、お聞きいたします。

○議長（石山貴美夫君） 建設課長、梶山正幸君。

○建設課長（梶山正幸君） 今現在、電気設備等のライフラインについては、支障がないという状況を聞いてございます。

○議長（石山貴美夫君） 8番、野口直次君。

○8番（野口直次君） また、災害はいつ起こるか分かりませんので、その災害が起きたときに、やっぱり先ほども危機管理課長が言ったんですが、やはり修繕、何でしたっけ、何と言いましたっけ。

（「パワーグリッド」の声あり）

○8番（野口直次君） パワーグリッド、すみません、その人たちとまた緊急の際は御検討というか、できるだけ早く、長期停電にならないようにお願いしたいと思います。

続きまして、迂回路の改良工事等は、私は、やはり先ほども質問いたしましたが、満足ではない気がいたします。待避所、側溝の蓋、カーブミラー、案内板の設置等、地元の要望を含め、緊急車両の安全な通行面からも、さらなる努力をすべきと考えております。その点のお考えを再度お聞きいたします。

○議長（石山貴美夫君） 建設課長、梶山正幸君。

○建設課長（梶山正幸君） 先ほども答弁させていただきましたが、迂回路を利用する中で地区要望を聞き、島田土木事務所川根支所と連携しながら安全対策を行っている状況でございます。

今後につきましても、地区要望を聞きながら、追加の安全対策につきましても、実施していきたいと考えてございます。

○議長（石山貴美夫君） 8番、野口直次君。

○8番（野口直次君） ありがとうございます。

皆さん、ほとんどの方が迂回路を回っていると思うんですが、本当にこれで何年もあれでいいのかなという実態だと思います。

それで、あそこを利用している方に聞くと、島田のほうに行く場合は、あの峠から下長尾に下りて、町役場とか旧本川根に用をする人たちは梅高を回っていくそうです。それで、やはりグレーチングとか、いろんなことを課長がおっしゃったようにやっていただくとするんですが、非常に待避所も非常に長くて、距離感が。非常に、観光客とかがもう大変バックしようと、できないと思いますので、地元の人たちが目に見えないところで協力はしているんじゃないかなということは、また二、三の方にも聞いております。

だけど、先ほども何回も言ったんですが、人間というのは、ある程度やっぱり限度も来る

と思います、いろいろな意味で。また、特に緊急車両はなかなか大変だということも聞いておりますので、その辺も含めて、今日やれというわけではないですが、できるだけ協力して、土木事務所とはできるだけ。

確かに国道の迂回路が、私、一部林道だと思ったら、両方町道だということで、ちょっと私の認識も甘かったんですが、やはり私も旧春野町のほう、田河内地区から回ってきましたら、ちょっと町と政令都市の浜松の境のところに来ると、大型車は家山のほうのあれを回ってくるよという、あれもありますし、また、逆に、私も瀬沢の現場を見ると、もうこれ、土木事務所か何か分かりませんが、非常にマジックで、大分日がたっておるものですから、案内とか何やかが非常にちょっと見えにくくなっている点もありますのでその辺も、町の立場もあるでしょうが、土木事務所にこんなふうな状況は、今後どうなっているかということを再度指摘しながら、お聞きしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

今、上記にまた関連して、くどくなりますが、対策の要望に対して、国道の災害緊急工事における町道の迂回路工事の発注先は、土木事務所で直轄にできるのか、町が施工し、県の補助金等で町が改良工事されるのか、その辺をお聞きいたします。

○議長（石山貴美夫君） 建設課長、梶山正幸君。

○建設課長（梶山正幸君） 迂回路の改良工事につきましては、やはり大がかりな工事となりますと、片側通行止めや時間帯通行止めなどの通行規制が必要となり、逆に迂回路としての機能を果たせなくなってしまうことから、通行規制がかからない範囲内での小規模修繕による整備を進めてまいりたいと考えております。

小規模修繕の発注につきましては、状況に応じまして、土木事務所川根支所との調整の中で、土木事務所が直接実施するものと町で実施するものを協議しながら、それぞれの予算の中で発注対応をしていく計画で考えてございます。

○議長（石山貴美夫君） 8番、野口直次君。

○8番（野口直次君） 内容はよく分かりました。よろしくお願いいたします。

続きまして、国道473号線は、御前崎市から愛知県の蒲郡市の路線と聞いております。今月29日には金谷相良道路第2工区の開通式が行われると聞いております。島田市旧金谷町菊川地区の数本の橋台の高さ、橋脚の長さを含め、規模は、現場を見ております。ただ、これが本当にあれかな、2級国道かなというぐらい、それだけ産業道路として新東名、東名に利用するという必要なんだろうけれども、私、専門のことは分かりませんが、高規格道路なのか分かりませんが、非常に皆さん、言ってみれば、驚くほど、あんなに金をかけなければいけないかなと思うんですが、やはり高低差もあるでしょうから必要なんだろう。

質問に入ります。

初歩的なことですが、並列している久保尾地区には2路線分の予算確保は難しいのか。国道473号線側の緊急災害予算等の利用の上乗せはできるか。片方しか重複国道の場合は、道路予算は使えないのか駄目なのか。また、このような現場周辺の改良工事が長年進まないの

は、俗に言う、優先順位等があるのか、単なる予算が下りないのか。近年の人手・資材不足等による何らかの別の要因があるのか、それを含めて一度お聞きいたします。お願いします。

○議長（石山貴美夫君） 建設課長、梶山正幸君。

○建設課長（梶山正幸君） 予算の関係につきましては、やはり国の予算、それから県の予算という形で、土木事務所さんのほうでそれぞれ予算要望をしていただいて、対応をいただいている状況でございます。

そういう中でも、やはりなかなか予算がつかない部分もあるかと思いますので、町のほうとしましても、先ほど野口議員ありましたように、御前崎から金谷については、国道が新しく誕生し、バイパス化されてきている状況でございます。

さらに、そこから川根本町に向かっても、473の整備につきましては、やはり国・県にそれぞれ要望を出しながら、早急に急峻なところの道路拡幅、そういうものについて改良工事をお願いしたいという要望を進めているところでございますけれども、また、その辺につきましては、今後も併せて、議員の皆様と一緒に要望活動をしながら、よりよい整備が図れるように進めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（石山貴美夫君） 8番、野口直次君。

○8番（野口直次君） ありがとうございます。

やはり精いっぱいのことをやっていただきながら、一步でも、少しでも生活道路がよくなるようにお願いいたします。

続きまして、ライフラインの強化について。

先ほどの答弁で、大方、皆さんの答弁はありがたく思っておりますが、やはりもうちょっと聞きたいもので、よろしくをお願いいたします。

安心安全な生活基盤のためにも、水道・飲料水供給施設としても井戸も水源の一つとして掘って利用してもらいたい。旧中川根地区に広域的施設整備の一環にも取り入れてほしいと思います。大筋の町の考え方を再度お聞きいたします。

○議長（石山貴美夫君） くらし環境課長、風間一章君。

○くらし環境課長（風間一章君） それでは、まず、井戸を水源にという質問からお答えいたします。

表流水の水源は、特に大雨や土砂災害の影響を受けやすく、取水が困難になることがあるため、地域の水供給体制においては重要な課題となっております。

井戸を水源とすることで、こうした被害を回避することは確かですが、地域ごとの地質や水質、水量の確保が必ずしも保障されるものでもありません。そのため、各施設ごと調査を行う必要がありますが、高額な費用がかかります。簡易水道事業経営戦略に基づき検討を進めていきたいと考えます。

次に、広域的施設整備についての御質問です。

旧中川根地区においては、各施設間の距離が離れている上に高低差も存在するために、多大な費用が必要になることが考えられます。このため、現時点では、広域的な整備は考えておりません。

しかしながら、各施設ごとの耐震化や老朽化対策は非常に重要であることから、災害に強い施設を構築するための取組を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） 8番、野口直次君。

○8番（野口直次君） ありがとうございます。

国からも新しい事業ができたこと。それを利用して、やはり安全安心な中のお水は大切なので、今後もよろしく願いいたしたいと思います。

続きましては、あつてはならないが、近年、想定外の大規模災害が起こり得る可能性があります。当町において東海道沿線につながる各主要道路が長期にわたり不通も考えられます。

先ほども説明を受けましたが、その場合には孤立集落を越えた川根本町、町全体が陸の孤島にもなり得ることも想定されます。その点の町の対応・対策についてを再度お聞きいたします。

○議長（石山貴美夫君） 危機管理課長、中村裕好君。

○危機管理課長（中村裕好君） それでは、質問にお答えいたします。

風水害については、気候変動に伴い降雨強度、降雨時間ともに従前の例とは異なる激甚化が顕著であると認識しております。

また、地震災害については、令和6年8月、令和7年1月の2回、南海トラフ地震臨時情報が発表されるなど、こちらも、これまでとは異なる大きな地震災害を予想させる状況であります。

この状況を踏まえ、現在できる限りの想定等に基づき対策を検討・変更しており、東海道沿線から災害により町が孤立することも想定に入れ、対応の検討・変更を進めております。

まず、通信については、衛星携帯電話を本町に3台、総合支所2台、孤立の小集落の中でも特に孤立の危惧される接岨区、大間区、久保尾区、壱町河内地区に配備をしております。

また、県との通信ですが、静岡県のおふじのくに防災情報共有システム、呼称がF U J I S A Nとありますが、F U J I S A Nでつながっており、支援要請等を連絡できるようになっております。

取組の一例を挙げれば、できる限り町外の企業・団体との災害時の協定締結を強化しており、物資、医薬品等の提供を速やかに受けられる体制を整えております。輸送についても、ドローンなど空路を主として、様々な方法で孤立状態でも命をつないでいけるよう多重的に仕組みを構築しております。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） 8番、野口直次君。

○8番（野口直次君） どうもありがとうございます。

やはり、こうやって力強い課長のお話を聞きますと大変ありがたいというのか、緊張感もありますが、どうか災害に備えていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

続きまして、はっきりとは言えませんが、近々に南海トラフ巨大地震の被害想定の見直しがされるそうです。15号台風以降、町も防災マニュアルを強化された。今のお話もありがたく思っております。

また、危機管理課も創立された。さらに、防災・減災意識が町民自身も向上されてきていると感じております。15号災害復旧工事も関係者の皆様のおかげで一息ついたかなとは思っております。

合併20周年を迎えるこの時期に、さらなる生活インフラ整備に町長も尽力を尽くしてほしいと思っております。町長の思いが7年度予算に随所反映されているが、町職員220人余の人たちのそれぞれの得意とする分野で知恵をこれからもかりて、笑顔で職員に接して、アドバイスを受けながら、一緒に考えながら前に進んでほしいと、ひいては町民の幸せにもつながると私は思っております。町長のこれからのまちづくりの展望と決意をお聞きしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（石山貴美夫君） 町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 野口議員、ありがとうございました。

私自身も議員と長いお付き合いの中で、こうして町長になって、この3年間、今度の質問にもあるライフライン、災害、いろんなことの状況の中において、これまでできました。

そういった意味の中では安心安全、これは第一に考えることでした。当然、町の産業振興、こちらに関してもそうだし、流通、先ほど議員がおっしゃった牧之原、向こうへ行っていよいよ、JAおおいがわ、私も役員やっていたんですが、長い、広いの。だから、夢咲とかハイナン、そこはもう設けやすい思う。そういった意味で、JA出身の方も幹事もいるみたいだけれども、いろんな方々おられるんだけど、もうキタハイと向こうで一緒になっちゃった。その時点でさえ、いろんな考えの方がおられて、なかなかこっちの山のほうまで来ちゃくれん。そんなことの中において、そういった御指摘いただいたから一つ一つ答えますけれども、最初のところから。

やはり、これはJAと連携しながらやっていかなきゃいけないことだし、そういった意味においても、こういった運ぶ業者、移住者の方は、またこういう業者つくっていただければ、それはありがたいことなんですけれども、取りあえずは、そういったことはああいふふうになっちゃっているんで、やはりJAさんとの連携、これはちょっと希薄になっていることは確かなものですから、JA関係者がいないから言うんだけど、JAおおいがわとちょっと希薄になっちゃっていることは確かで、その中において、品評会等、確かに助けていただいているし、そういった流通業においても、もっともっと私自らも組合長にも言いますし、そういった中でも進めてまいりたいと思っております。

あと、ハードの部門ですけれども、二本松を使ってやっているわけですから、取りあえずそこがあったから、よかったなと思っています。なかったら、どうしようと。最初、林道から町道に格上げたのかな、二本松は。下長尾向井線もそうなんですけれども、いろいろ測量も関わり合っていますけれども、その中において、あの二本松って割合強い町道で、なかなか崩れない町道でありがたかったなと。下長尾向井線は勾配がきついから、いろいろ改良しているんだけど、そういったいろいろな整備のところもきちんと土木事務所と連携を取りながら進めていかなきゃいけない問題だと思っています。

あとは、全てのインフラにおいて、安心安全を守るために、今年予算の中では、ハード事業を大きいのを二つ、3年間で学校、し尿、斎場と。大きいのは合併特例債を使いながら、時間と財源の世界で私もやってきたものですから、皆さんに失礼なところもあったかもしれない、斎場に関しては委員会も持たず。それほど急いだということ、私自身が。それも何とか求められてきたということで、今年は本当にハートの部分、もっともっとしっかり町民の皆さんのことを考えられるような、やっとな落ち着いた考えられるような町政でありたいと思っています。

この3年間、本当に皆さんにもいろいろ御迷惑をおかけして、いろんなことがあったわけですから、それほどせっぱ詰まったことが私自身に多かった。これからは、しっかりハートの面を大事にしながら、町民の皆さんがどう安心して暮らせるか、そういったことも含めて、これから町政づくりに、さらに取り組んでまいりたいと思っています。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） 8番、野口直次君。

○8番（野口直次君） ありがとうございます。

私もちょっといつものように皮肉った辛口な質問だったかもしれませんが、やはり町長も私も町民のためというのは組織は大きくて、私は小さいんですが、そういう微力ながらも私ども、協力できるところは協力はしていきたいと思います。

また、長い間、課長職をやって4人の退職の方、御苦労さまでしたというか、ありがとうございました。でも、それぞれ皆さん残っていただくので、先ほど言ったように220人余の人たちにアドバイスというのは、町長に大変失礼だかもしれないが、やっぱり得意分野というのはそれぞれありますので、指導を受けながら、また町長の特色あるまちづくりをお願いしたいと思います。

ありがとうございました。これで、私の一般質問を終わります。

○議長（石山貴美夫君） これで野口直次君の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。再開は10時45分といたします。

休憩 午前10時32分

再開 午前10時45分

○議長（石山貴美夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

1番、佐々木直也君、発言を許します。1番、佐々木直也君。

○1番（佐々木直也君） 1番、佐々木です。

昨日から引き続けている先輩方の一般質問、そして、この行政側からの答弁をお聞きしながら、目指しているものはいつだって似ているなど感じております。

私、一般質問、最後の出番となりましたので、それらを踏まえて質問させていただければと思います。

本日3月25日は、語呂合わせで「みんなにっこり みんなで健康長寿の日」です。これは健康食品等販売している福岡の会社が制定したとのことです。同社は健康寿命について考え、ただ長生きするのではなく、いつになっても明るく元気に、生き生きと美しく幸せな時間を過ごしてほしいとの思いから「100歳まで楽しく歩こうプロジェクト」を展開していて、健康長寿には運動・食事・交流が重要としています。2月25日の「ひざ関節」の日、これは運動です。2月の2がニー、膝ですね。ということで、運動を推奨する日。本日が3月25日。4月25日の「しあわせにっこり 食で健康長寿の日」を併せてこの会社が制定しており、今日は「みんなにっこり みんなで健康長寿の日」として交流を推進する日ということです。

健康長寿には交流は大切。交流やそれに伴う思い出づくりというものが、町への愛着の醸成につながると私も考えます。デジタルの便利さの一方で、アナログな地に足の着いた考え方が必要な時代だとも思います。

今日の私の質問は、この町に住んでいらっしゃる方の町への一層の愛着につながるような何げない風景をつくること、そして、そこで事業を行う事業者が気持ちよく伸び伸びと事業を行う空気をつくること、そして、そんな町に訪れた人々が「この町、何だかすてきだね」思っただけで忘れられない町になること。そんな未来を想像して考えました。

町長のおっしゃる「ハードからハートへ」このスローガンは、菌田町長らしさあふれる愛のあるスローガンだと思います。

暮らしの充実感・満足感は、大層な行政サービスや都会のような便利さによって得られるものではなく、川根本町に既にあるもののような気がしています。

「もっともっと」の世の中から少し外れたじっくりとした町になっていくことをイメージしまして、通告に基づき質問をさせていただきます。

大きな一つ目、川根本町の観光及び町民の町への愛着の醸成への施策について。

川根本町の風景には、植林や茶畑が多く、季節感を感じる要素が少ないように思います。季節感を感じる風景があることは、観光的な観点、町民の町への愛着の醸成という観点からも重要なことだと思います。

一つ目、大井川鐵道全線復旧・復興に向けた意見交換会において、会の参加者から、活動

の一環として駅周辺に花を植えるというアイデアが出ていました。すぐにでも実現可能だと考えますが、この件いかがでしょうか。

二つ目、幹線道路沿いに季節の花や桜などを植えることを地区と連携しながら進めていくことは、いかがでしょうか。

3番目、朝7時と夕方5時の時報がこの町には流れています。この音楽を季節ごとに変えるというのはいかがでしょうか。

大きな二つ目、地域おこし協力隊の連携について。

一つ目、来年は地域おこし協力隊が最大で6名になります。地域おこし協力隊は、役場担当課との密な情報共有、連携は大切なことでありますが、一方で、隊員独自の創造的な動きを期待するものであるかと思います。そのためには、隊員同士が集まり、話す場が必要だと考えます。

地域おこし協力隊専用の事務所を設ける考えはないか、伺います。

2番目、当町における移住コーディネーターの役割の一つに地域おこし協力隊の統括があると伺いました。

今後についてもその役割について継続していく考えはありますか、伺います。

大きな3番目、町の発行物の専属デザイナーについて伺います。

現在企画を周知するに当たって、チラシやポスターについては、各課で製作していると思います。川根本町として発行物の専属のデザイナーを設けることは、情報の発信力、集客力、職員の業務効率などの様々な観点からメリットが大きいと考えます。いかがでしょうか。

壇上からの質問を終わります。よろしくお願いします。

○議長（石山貴美夫君） ただいまの佐々木直也君の質問に対し、町長の答弁を求めます。

町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） それでは、佐々木議員の質問にお答えをさせていただきます。

まず、一つ目の町への愛情醸成への施策についてお答えします。

町への愛着の醸成は、私が重点施策である定住・移住に不可欠なものです。本年は合併20周年を迎え、今後30年、40年と続く町を目指していくには、地域への誇りと愛着が持てる町であることが重要です。

中澤議員へ答弁させていただきましたが、令和7年度予算編成に当たり、将来像として、「シビックプライドを抱けるまち、住み続けたい、住んでみたいまち」を掲げました。町への愛着、まさにシビックプライドの醸成は重要であり、様々な観点から取り組んでいく必要があると考えます。

1の（1）の駅周辺の花植えの取組から1の（3）時報については担当課長からお答えします。

二つ目の地域おこし協力隊についてお答えします。

地域おこし協力隊は、都市地域から過疎地域等の条件不利地域において、地域の課題に取

り組み、地域活性化を図るとともに、定住、定着を促進するものです。

本町においても平成28年度から取り組んでおりますが、少数の採用でありました。

今後は各分野において制度を活用し、取り組んでまいりたいと考えております。その中で隊員同士が連携し、各分野での活動において相乗効果を生んでいくことが重要であります。

2の(1)事務所の確保、(2)の移住コーディネーターの役割については、担当課長からお答えします。

3の町の発行物の専属デザイナーについても担当課長からお答えします。

○議長（石山貴美夫君） 経営戦略課長、坂下誠君。

○経営戦略課長（坂下 誠君） それでは、私のほうから何点かお答えをさせていただきます。

まず、1の(1)まちづくり意見交換会で出されたアイデアの実現につきまして、1の(2)幹線沿いの季節の花や桜などの植栽につきましては、関連がありますので、併せてお答えをさせていただきます。

当町を訪れる方たちへのおもてなしの一つとして、駅舎周辺や幹線道路沿いに花を植えるということは、素晴らしいことだと思います。

これまでも道路沿線の景観整備や耕作放棄地等の花の植栽への御提案をいただいておりますけれども、やはり一番は、植栽後の管理面が課題となっているのが現状でございます。

まちづくり意見交換会を含め、自治会や各種団体と課題を共有して検討してまいりたいと思います。

次に、2の(1)地域おこし協力隊専用の事務所確保についてお答えします。

地域おこし協力隊員と行政との意見交換は、定期的を実施しておりますが、隊員同士が集まれる場所につきましては、協力隊員のニーズに合わせ、場所の提供等をしていきたいと考えています。

続いて、2の(2)移住コーディネーターの役割についてお答えをさせていただきます。

移住コーディネーターが地域おこし協力隊を統括するという明確な役割はありません。現在の移住コーディネーターは、本町の緑のふるさと協力隊出身ということもあり、移住の先輩として相談を受け、アドバイスをしてきました。

今後も隊員が活動しやすい環境を整えていくため、この体制を継続していきたいと考えております。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） 危機管理課長、中村裕好君。

○危機管理課長（中村裕好君） 私のほうから朝夕の時報についてお答えいたします。

現在7時に「牧場の朝」、17時が「にんげんっていいな」という曲を放送しております。

御質問の趣旨が町民の町への愛着の醸成ということかと思えます。現在放送中の曲につきましても、親しみやすい曲を選んでいるつもりであります。

今後季節感に合わせ変えていくことは可能ですので、柔軟に対応してまいりたいと考えて

おります。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） デジタル推進課長、服部了士君。

○デジタル推進課長（服部了士君） それでは、3番の町の発行物の専属デザイナーについてお答えいたします。

現在町の事業を周知するチラシの大半は、各担当課の職員が作成しております。その方法は、経費削減を図るその一方で、デザインの統一感やクオリティーに課題が見られます。

事業の成果を上げるためには、情報発信は重要でございます。議員が提案される専属デザイナーの設置は、情報発信力を高めるために有効な手段の一つと考えられます。

町の発行物について費用対効果を十分に考慮しながら、デザイン業務の外注や職員のスキルアップなど多様な選択肢を検討し、最適な方法を模索してまいります。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） 再質問を許します。

1番、佐々木直也君。

○1番（佐々木直也君） 今答弁いただきまして、状況について、現状について承知しました。

新しいことをする際には、人手、財源の心配は常につきものなんですけれども、まずは、花のほうから、今ちょっと御提案をさせていただきたいと思います。

第一段階、花を植える。その後、管理をしていくということなんですけれども、まず、花を植えるというところ、大鐵全線復旧・復興に向けた意見交換会で出た花を植えるというところ、こちらは、県のグリーンバンクという制度を利用すると、町からの持ち出しは最小限になる。花を植える、それで解決かと思います。

当初植える人、人員ですね。最初に植える人については、大井川鐵道全線復旧・復興に向けた意見交換会で、以前徳山駅の清掃活動をしたようなこと、そして、この先も続く会の活動の継続・発展という形で実施すればよろしいかと思いますが、まず、植えるということの趣旨や花自体の心配事、それから、誰が植えるのかということの心配については、これでいいかと思います。

それで、グリーンバンクというその中では、花の種子の配布だけではなく、ボランティアの育成研修も行っています。管理する人材の育成もこの制度に頼ることができるかと思います。

それらの内容について、まずは町民がやる気になるということが一つ大事なことから思います。町からの仕掛けも大事なんですけれども。

町が町民に特に花を植えた地域については、そのグリーンバンクなどの制度について重点的に案内・説明していただくことについて可能でしょうか、伺います。

○議長（石山貴美夫君） 経営戦略課長、坂下誠君。

○経営戦略課長（坂下 誠君） グリーンバンクの活用について、苗木とかの提供のほうは承

知しておりましたけれども、このボランティアの育成という部分につきましては、すみません、私ちょっと勉強不足で認識しておりませんでしたので、今ここでそれがどうかということとはできませんけれども、そのボランティア育成の内容を踏まえた上で、活用できることであれば、活用することは可能だと考えております。

○議長（石山貴美夫君） 1 番、佐々木直也君。

○1 番（佐々木直也君） やる気になっていただいた町民の方が、その植えた花について継続して管理していく上で、前回の議会で提案させていただいた集落支援員の制度を利用すれば、花の管理を専属で仕事として就く方の人件費については賄えると思います。

この集落支援員の登用について、町の施策として考えていただかないと、なかなか進まないと思いますし、この集落支援員、当然国庫補助があるものですから、町の負担がない状態で、そうやって花を保てる。花に限らずいろんなことを保っていけるということが出来ますので、まずは、みんなで花を植える。それを保つためにこれをどうしようということ町民と話し合って、その先で集落支援員の制度を利用してこれを管理していただだけませんかという話につながるのが、一番保っていける。人員も確保できるし、町の持ち出しもないということになるかと思います。

いずれは、町全体に花などでいっぱい風景が広がるとよいと思いますが、まずは、どこか1 か所モデル地域としてつくり込み、それをロールモデルとして各地区に広まっていくのが現実的ではないかと思います。

そのモデル地域について、花を植えること、管理すること、それに伴う管理人さんの運用など、全体の流れを地域と一緒に組み立てることができればそのロールモデルとして横展開は難しくないと思います。まずは、モデル地域をつくること。例えば青部マルシェ等のイベントがあり、今あそこを平らにしてイベントとかで使えそうな青部駅周辺でありますとか、前回徳山駅駅舎周辺清掃しましたけれども、あのような道沿い非常に目立つところをモデル特として重点的にまず、つくり込む。その後管理する流れも一緒に組み立てるということが、非常に有効かと思うんですけれども、これ、実現は難しくないと思いますけれども、町として考えは、いかがでしょうか。

○議長（石山貴美夫君） 経営戦略課長、坂下誠君。

○経営戦略課長（坂下 誠君） いろんな提案、ありがとうございます。

確かに集落支援員という制度がございます。集落支援員の役割という中に、実情に応じた集落維持や活性化対策の実施というものがあります。そうしたものを踏まえると、確かに地区内の花壇や樹木管理を業務として可能なかなというような思いはしますけれども、その集落支援員の役割なんですけれども、そもそも地域住民が主体的に動けるように、集落支援員がサポートとして、集落の暮らしを支えるため、持続的な体制を整えていく。それはもう議員も御存じだと思いますけれども、まずは、3 点ございまして、集落の点検、これは何かというと、住民自身が集落の現状と問題を自らの課題として捉える中で、例えば医療福祉サ

ービスの利用状況や生活環境、集落内での支え合いの状況をまずは、集落支援員が調査する業務があります。そして、そのその点検の結果を踏まえまして、住民同士、または住民と行政の間で現状や課題、あるべき姿について話し合い、いろんな意見を集約していく。その中の一つとして、実情応じた集落維持や活性化対策の実施ということで、それを踏まえて、じゃ、結果的にその一つとして、花壇の整備とか樹木の管理といったものは可能かと思うんですけれども、まずは、その集落の点検、集落の在り方についての話し合いというものがございまして、ただ単に樹木の管理というだけでは、ちょっとその制度は、活用は厳しいのかなというふうに考えております。

○議長（石山貴美夫君） 1 番、佐々木直也君。

○1 番（佐々木直也君） 決まりというか規則だったりとか、それに適用するための文章みたいなもので考えると、なかなか複雑な感じがするんですけれども、日々住民、区の方がやっていたらいいことというのが、そのまま当てはまることだと思いますし、先ほど総務課長の答弁の中に、地域に貢献とするという住民意識、自分事として捉えるというようなお話がありましたけれども、その町民の主体性というものを本当にこういうきっかけでつくっていただいて、僕はよく使う言葉で「緩やかな公への参加」という言葉をよく使うんですけれども、皆さん自分事としてこの町のことを捉えるということには、何か政治というものはちょっと遠いものの感じがするんですけれども、そういうものの参加自体がまさに政治への参加であり、まちづくりということだと思いますので、せっかく意見交換会でそういうお話が出て、きっかけとしてはあるかと思うので、何かそういう動きというものをつくっていただく。これはどうしても行政の仕事といいますか、頼る、寄りかかる部分ではあるんですけれども、1 か所でできれば、広がっていくことは可能だと思いますし、また、その町の風景だったりとか、雇用の創出だったりとか、いろんな面で有効かと思うので、引き続き前向きにそれを検討していただければと思いますが、改めていかがでしょうか。

○議長（石山貴美夫君） 町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 先ほど議員が言った集落支援員と、いろんな約款があって、課長そういう話をするんですけれども、自らが立ち上げるシビックプライド、要するに地域貢献、そういったことの中に置いておいて、立ち上げてやっていただけるならば、またそこは検討の余地があると、私はそんなふうに思っています。

○議長（石山貴美夫君） 1 番、佐々木直也君。

○1 番（佐々木直也君） ありがとうございます。

意見交換会の今後の活動の継続と発展という意味、それから、これから続くまちづくりという意味でもこういういろんな制度、グリーンバンクだったり集落支援員の話をしていただきましたけれども、何か外の力を利用して、町の中で生かしていくということはぜひやっていただきたいなと思います。

この流れで、学校のほうでもちょっと利用できると思いますか、制度があったものですか

ら、御紹介、御提案させていただきたいんですけれども、グリーンバンクのほかに静岡県では、「ふじのくに花の都しずおか」づくりという事業があります。県が認定した花壇のアドバイザーの派遣などを行っているんですが、この事業の中に「学校枠」という枠があります。新しく花育に取り組む学校には、花のアドバイザーの講師料、交通費、さらには花材費まで、花代ですね。まで県が負担してくれるそうです。

とはいえ、この制度があるからといって、花を植えましょうというだけでは、教育的な意義も、子供たちの花に対する興味、関心への種まきについても少し理由としては足りないように思います。

そこで、川根本町は今年、合併20周年、先ほど話にありましたけれども、ロゴも決まって20周年に対する機運が高まってきています。町をみんなで盛り上げるという観点でも、学校に花を植えることに意味を持たせて花壇の整備をするのはありかと思うんですが、いかかでしょうか。

○議長（石山貴美夫君） 教育長、石原一則君。

○教育長（石原一則君） いい御提案をいただきました。

そういうような制度を利用するということもそうなんですが、20周年とかそういうことを子供たちに意識づける。あとは、そこで主体的に動いていける子供を育てるという面でもいいなと思います。

一回、私が住んでいる町に移住してきた方がいらっしゃって、今も住んでいらっしゃるんですけども。その方は、S Lの横で咲いている菜の花、その黒と黄色のコントラストに魅了されて、そして、こちらのほうにS Lがあるこの町に移住してきた方です。今大井川鐵道がこういうことになってしまった。その方がぜひこの将来近いうちにまたS Lが走る町になったときに、花いっぱいところでS Lを見たいという思いを持った。その思いに共感した子供たちが一緒に沿線の菜の花植えを手伝ったり、あと、昨年度は、小さいヒマワリと一緒に植えたという。何を申し上げたいかというと、やはり子供たちもそこに物語、何のためにこれをやるんだといったときに、心揺さぶられる思いが、子供たちの中にも芽生えれば、やはりそういうような活動は入ってくると思います。

ですから、佐々木議員がおっしゃるような例えば20周年というのが契機になるというお言葉、まさにそのとおりで、この20周年が子供たちにとって心残る、そこに一緒に花があるということが、子供たちの中に主体的な活動として落とし込めるならば、これはぜひ利用していきたいなというふうに思っています。

○議長（石山貴美夫君） 1 番、佐々木直也君。

○1 番（佐々木直也君） ぜひ何か物語をそこにつくっていただいて、それが実現することを楽しみにしております。

あわせて、この話というのは、既に花を植えていらっしゃる方というのはたくさんいらして、獣害だったりそういう問題が同時にあることですので、何かこういう活動を広めていく

ということに当たっては、獣害対策なども併せてやっていただくということが必要になりますし、教育的観点からいうと、さて、それをどうしようという切り口もありますし、町としてそれを推進していく等であれば、その獣害についての補助といえますか、ちょっと助けていただくということも必要になるかもしれないので、本当、町が一丸となって進めて、すばらしい風景をつくっていくということになるといいなと思ひましてこの御提案をさせていただきました。

今の提案の中で、町から持ち出すものというのは、ほとんどありませんので、その景色を思い描いてやると決めるとなると、それが実現に近づくんではないかと思ひますので、ぜひ町長の「ハードからハート」という部分のそのハートの具現化したような花というものを大切にこの町で皆さんで地域と連携してやっていければと思ひますので、ぜひお願いいたします。

町長、今のところこの件についていかがでしょうか。

○議長（石山貴美夫君） 町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 議員も皆さん御承知のとおり、塩郷のところがやめちゃったんだよね、あれ。昔はツツジが咲いていたりいろいろあったんだけど、それってというのは、管理が問題だったということで、駅舎の周辺の花壇とか塩郷は塩郷で松井測量の社長一人でやっていてくれるんだけど、そういった意味の中に置いておいて、先ほど言っている集落支援とかそんな環境の中で、常時管理していただけるような方がおられるなら、それはそれでまた検討の余地もあるだろうし、さっき石原教育長の言った学校のこともそうです。我々はアサガオを作って、いろんなものを作ってやっていたんだけど、あれは作らされたという感じがしているんだけど、そういった醸成というのは、やはり「自ら」と教育長が言っているように、その中に置いておいて、支援する会の方々もそういうことをおっしゃっていると言うなら、それはそれでまた行政も行政でいろんな協力のことをしていかなきゃいけないと思ひますし、現実問題として、あの塩郷をやめちゃったというのは、管理が大変だったということ。そこに鹿が来て、あそこ鹿が多いんだ、あそこは。

だから、いろんな意味で置いておいて、そういった管理不足が大変だったからできなかったということなものですからね。いろんな意味で、花壇を造って、またそこに自分が来るといふんなら、いろんな手だてをしなきゃいけないし、ああいうものを植えるの大変なんだよ、本当。野菜も大変だし、皆さん転作やったり、いろいろやったり、いろんなことの中で置いておいて、現実問題として考えて捉えるなら、うちのおやじもいろいろやっているんだけど、いろんな野菜も作って、花もといったら、それは育てるのに大変だから、現実をしっかり見定めながら、今後の検討とさせていただきたいと思ひております。

○議長（石山貴美夫君） 1 番、佐々木直也君。

○1 番（佐々木直也君） ありがとうございます。

いろいろ心配事はもちろんあるんですけども、グリーンバンクで花の検証を行い、その

後やる気になったところで集落支援員の制度を利用して、管理をしていただくと。できる話だとは思いますが、ぜひお願いいたします。

引き続き7時と5時の時報について。音楽についてちょっと再質問させていただきますけれども、あの音楽、毎日何げなく流れているわけで、もちろん親しみやすい音楽なんですけれども、恐らく町としてあそこのあの音楽について、これはこういう意味を持って流しているという強い思いがあるという性質のものではないんですよ。ただ毎日毎日1日2回流れるというものは、何か町のエネルギー、町長のエネルギーなのか、行政としての全体の思いみたいなのをちょっと乗せるには、非常に重要だし、やれることのひとつだと思います。

川根本町の毎日の何げない当たり前のことは、違うまちへ行けば、何もかも当たり前でなくなります。この何げないをつくるべくしてつくるのは、難しいんですけれども、毎日の時間を知らせる音楽が季節ごとに変わるとすると、それはつくれる何げなさだと思います。

暦ごとに区切るのもすてきなんですけれども、川根本町の動きに沿った動きというのが、もしあるとすると、それはより一層地域の愛着の醸成に寄与すると考えます。

ぜひこの7時と17時の時報について、何か町としてエネルギーを込められるようなことがあれば、ぜひ変えていただいて、あるいはこういう理由で変えているんだよということをお話するようなネタになるといいなと思います。

私、川根本町由来の何か曲がないかなと思って探したんですけれども、それがなくて、川根本町だからこの曲が流れているということには、なかなかできないんですけれども、季節ごとに変えて、町のあちらこちらに花がある風景の中を通勤通学する、そんな暮らしがあり、その中で季節を知らせるいろんな匂いがしたり、鳥のさえずりが聞こえる、そこにいつも流れる季節の音楽があると。風景づくりの一環としてぜひその音楽というものにも、ぜひ積極的に活用していただきたいんですけれども、改めていかがでしょうか。

○議長（石山貴美夫君） 危機管理課長、中村裕好君。

○危機管理課長（中村裕好君） 今ございましたとおり、川根本町に由来する曲というのがあまりないので、現在流している「牧場の朝」と「にんげんっていいな」という、これは既存の曲でございます。特に思い入れがあってというよりは、聞きやすく、邪魔にならない感じというんですかね。そんな感じで流れていると思うんですけれども。

今議員おっしゃられたとおり、今後そういったことも検討、当然まちづくりと併せて連動する形で決めていくのがふさわしいと思いますので、そういったことで参考にさせていただきます。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） 1番、佐々木直也君。

○1番（佐々木直也君） では、次、地域おこし協力隊のことについて伺います。

地域おこし協力隊は、中澤議員が一般質問でしてくださいました。その答弁の中で、経営戦略課長から隊員同士の連携、町全体が盛り上がっていくことを期待ということ、連携や盛

り上がっていくことを期待ということは、総務課長、経営戦略課長からありました。それは私もそう思います。具体的なミッションは違えど、地域おこし協力隊の皆さんが目指すべき共通のゴールというのは、あるかと思います。チームとして動くこと、その方が代わる、代替わりしたりとか、また別のミッションを持った隊員が増えたときに、それらを引き継いで発展させていくということのためにも、地域おこし協力隊専用の場所を準備するということは、非常に効果的だと思います。

町のほうでそういうことを促すためにも、先に場所を、要望があってからというよりは、そういう場所がありますよということをまず、つくっていただきたいんですけども、改めていかがでしょうか。

○議長（石山貴美夫君） 経営戦略課長、坂下誠君。

○経営戦略課長（坂下 誠君） これまで地域おこし協力隊、主に観光がメインでございました。観光、しかも少数でしたので、打合せもすぐできるというような、定期的にも行っていたわけですが、来年度以降、本当に今年度もそうなんですけれども、地域おこし協力隊は増えていきます。そうした中、議員がおっしゃるように、行政抜きにして、隊員同士でこの町を、目的が違えど、いろいろやっていくというのは、すごく大事なことだと思います。

そうした中で、今、現状で言いますと、桑野山にあるエコティかわねの事務所さん、そこに今、藤田さんという協力隊の方がいらっしゃるんですけども、その事務所と管理者ともお話をする必要もあるんですけども、そういったことで、場所の提供は可能かと思います。当然行政、聞かれない話はないでしょうけれども、行政抜きの協力隊員同士のいつでも集まれる場所というのは、確かに必要だと思います。それにつきましては、もう早急にも場所のほうにつきまして、確保に向けて進みたいと思っております。

○議長（石山貴美夫君） 1 番、佐々木直也君。

○1 番（佐々木直也君） 非常に前向きなお答えでうれしく思います。

今僕、発言しましたが、本当独自に動くということが非常に期待されているポジションだと思いますので、その方たちがたまには束になって、チームとして動いたりとか、またその方たちが代わったり増えたりしたときでも、その方たちがやっていた思いだったりとか、事業だったというものを引き継いで発展させていくということ、これが非常に重要かと思いますので、ぜひそういう場所の準備、お願いいたします。

では、次は、最後のところですね。大きな3 番目のチラシなどの製作なんですけれども、現状、チラシ、各課で製作しているというお話がありましたけれども、実際のところ、この仕事内容につきまして、職員の負担についてどういうふうに捉えていらっしゃいますか。

○議長（石山貴美夫君） デジタル推進課長、服部了士君。

○デジタル推進課長（服部了士君） それでは、お答えします。

各事業に関しましては、各担当課で実施しておりまして、広報の部分も各担当課で、各職員が広報までやるという考えの下に、広報自体も行っております。ですから、そのチラシ作

成とかは、当然ある程度時間を要するわけですがけれども、現在そのチラシの作成の研修を行ったりですか、そういった便利なソフトもございます。あとは、そういったテンプレートも活用しながら、なるべく負担がかからないように実施している現状でございます。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） 1 番、佐々木直也君。

○1 番（佐々木直也君） 先ほど各職員のスキルアップでしたりとか、そういうことのお話がありましたけれども、その中でやはり統一性のないデザイン等がどうしても出てしまう。町としての発信力はちょっと至らないかもしれないというようなお話がありましたけれども、まさにその発信力の部分で、発信の仕方、発信力が物を言うこの時代ですので、コンテンツそのものよりも、よりということもないんですけれども、同じ内容のコンテンツでも、写真の撮り方、切り取り方、キャッチコピーだけでもかなり効果は変わってきますし、また、それらを総合的に生かすデザインというのは、やはりプロの仕事です。

先ほど課長がおっしゃった今 C a n v a などの豊富なテンプレートの下で、素材を当てはめるだけでそれなりに仕上がるアプリケーションなどもありますが、それはやはりプロの仕事の訴求力にはかないません。

なので、川根本町の魅力を町外に発信するに当たってのポスターや冊子のデザイン、町内でのイベントの告知のチラシなど、プロに依頼すれば、集客等にもかなり効果が出ると思います。そして、また職員の負担も減ります。結構個人的には、デザインとかあまり得意ではないので、これを自分の仕事としてやるということとストレスかなと思うので、この職員の負担というのは、ぜひ減らしていったほうがいいのではないかと僕は思っております。

とはいえ、先ほどからありますが、新しいこの提案をすると、つきまとうのが常に費用面、または人材面なんですけれども、この部分について、来年度観光交流課で行われるミズベリング事業、これが開始するに伴って、地域活性化企業人制度という総務省の枠組みがあります。この枠組みは専門知識、ノウハウのある人材を派遣いただくわけなんですけれども、この地域活性化企業人制度は、地方の地域課題を解決するために、専門的な人材のマッチングということだけではなく、派遣期間中の給与等を全額国が特別交付税措置をしてくれます。まさにこの地域活性化企業人制度を利用してのデザイン専門の人材派遣というのは、他市町村で前例のあることですので、利用しない手はないと思います。

すぐには言いませんが、来年度リサーチやマッチングを進めていただいて、再来年度ぐらいから川根本町の発行物のデザイナーを起用していただければと思いますが、どうでしょうか。お考えを伺います。

○議長（石山貴美夫君） デジタル推進課長、服部了士君。

○デジタル推進課長（服部了士君） 御提案ありがとうございます。

来年度、観光交流課のほうでこの制度を活用するということで、私もどんな制度かということで調べた記憶がございます。

議員おっしゃるとおり、地域活性化企業人制度は、国による支援が一人当たり年間560万円という上限で、首都圏とかの企業から人材派遣していただいて、町の業務を担っていただくという事業でございまして、特別交付税の措置が講じられるということで、費用面でも有効な制度であると考えます。

今各課で全員が広報マンということで広報に関して実施しているところでございますが、各課の意見を聞いて本町における広報に関する課題というのをいま一度洗い出し、整理しまして、この地域活性化企業人制度を活用するに当たりまして、問題解決のたびに企業人材に何をしていただくのかというのを十分に検討したいと思います。その上で、業務内容に対応できる、さつきマッチングとおっしゃられていましたけれども、人材を有する企業がいらっしゃるのかどうかというのを調査しまして、この制度を活用の有無を協議したいと思います。以上です。

○議長（石山貴美夫君） 1 番、佐々木直也君。

○1 番（佐々木直也君） 先ほどお伝えしましたけれども、プロのやっぱりデザインというのは、ブランディング等でも、各大手の会社なんかは、有名なデザイナーに一つ一つのデザインをすごく高額な値段で発注をかけるわけですが、それぐらい効果があると。デザインというものの力というのは、すごく強烈なものがあって、大事なものであります。

以前移住フェアというものに視察で行ったときに、各市町のプレゼンを聞いたんですね。そのパンフレット等を見ながら、プレゼンを聞いたんですけれども、やはりどこも魅力的だし、遜色のない、言ったらどこもあまの変わらないというか、どこもやっぱり魅力的なので、その中でパンフレットを取るきっかけになるというのが、そのデザインの訴求力だったりとかすると思います。そのきっかけという部分は、やはりデザインの力が非常に強いですし、その先でデザインの力でこの町に観光客などが来ていただいたときに町の雰囲気や前段で言ったような豊かな自然と共に季節の花等が植えてあるという世界が広がっているというは、すごくイメージの湧くことかと思しますので、あらゆることを同時にやんなきゃいけない、考えていかなきゃいけないということだと思んですけれども、そんなように外から入ってくる人に対してのアプローチと同時に町内にいる人たちの暮らしの満足度というのを上げていくということをまた引き続きお願いしたいと思います。

今日の話というのは、本当お答えいただいた課の課長だけでなく、その課だけではなく、各課本当に関係してくることかと思しますので、何かそういう話というのを生かせないかなとか、うちの課ではどうかなということを考えていただく。あるいは町としてこういうことをやろうということで執行部のほうにおまとめいただいて進んでいくという町の一体感というのをも引き続きお願いしたいなと思います。

終わりになります。

本日 3 月 25 日の花というのは、アルストロメリアという花みたいです。この花言葉「未来への憧れ」「持続」という花言葉がございまして。未来への優しいビジョンを持ち、それに向

かつて持続的に事業を継続、思いを積み上げていくことこそが政治の役割だと考えます。

今回提案させていただいたことは、即効性のあることではないと思いますが、緩やかに元気で豊かな町に育っていくことに寄与するのではないかと想像します。

冒頭にも言いましたが、「もっともっと」の世の中に対抗しようとせず、今ある豊かさを大切に磨いていくことが、この町の魅力、町民の暮らしの満足度につながるのだと思います。

「不易流行」変わらないものと、変えていくもの。

先ほど中澤議員の御発言の中にもありましたが、今年度いっぱい現在職を退任なさる秋元副町長、各課長の方々、大変お疲れさまでした。皆様がこの町のために積み上げてくださった思いを引き継ぎ、発展させていくように私も私なりに尽力していきます。

これからもそれぞれの役割の中で、一体感を持って進めていければと思います。これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（石山貴美夫君） これで佐々木直也君の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩します。それでは、再開は13時といたします。

休憩 午前 11時28分

再開 午後 1時00分

○議長（石山貴美夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇

◎日程第2 同意第1号 副町長の選任について

○議長（石山貴美夫君） 日程第2、同意第1号、副町長の選任についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 質疑なしと認めます。

本案は人事案件でありますので、申合せにより討論を省略します。

これから同意第1号、副町長の選任についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（石山貴美夫君） 起立全員です。

したがって、同意第1号、副町長の選任については原案のとおり同意することに決定しま

した。

◇

◎日程第 3 議案第 40 号 川根本町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

○議長（石山貴美夫君） 日程第 3、議案第40号、川根本町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第40号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（石山貴美夫君） 起立全員です。

したがって、議案第40号、川根本町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第 4 議案第 41 号 工事請負契約の締結について（し尿等中継槽建設工事）

○議長（石山貴美夫君） 日程第 4、議案第41号、工事請負契約の締結について（し尿等中継槽建設工事）を議題とします。

本案について質疑はありませんか。6 番、大竹勝子君。

○6 番（大竹勝子君） 6 番、大竹勝子です。

落札率が95.6%ということでしたけれども、建設工事は敷地の造成が完了して初めて着手できるのではないかと考えるのですが、なぜ一括で提出されたのですか。また、工事は、採

決の翌日から来年の２月28日までだということですが、資材の運搬などをはじめ、実際に現地で作業を行うのはいつからいつまでですか、伺います。

○議長（石山貴美夫君）　　くらし環境課長、風間一章君。

○くらし環境課長（風間一章君）　それでは、お答えさせていただきます。

議員が言いましたように、今回のこの中継槽の工事は、この全体の建屋の建築工事と、あと造成工事、この２本ございます。これは造成は、大井川鐵道から敷地を広げて路肩に構造物を施工し、そこからだんだん積み上げて造成していくものでございます。また、この中継槽の建築のほうは、それより県道側のほうから工事をしていくものでございまして、また、今の現時点の盤から５mほど地中の中に構造物が入るものですから、そちらはまだ造成にはかからない、同時進行で工期を早くして、８年の３月から運用開始という形を見込んで同時発注としております。

着手は、議会の翌日からということで、工期８年２月27日を予定しております。着手の日でございますが、これから今回この議決をいただきましたら、このし尿中継槽の事業を行う四つの事業がございます。そちらで集まって、行程会議を行い、それから速やかに工事を準備をし、着工するものでございます。４月の中旬ぐらいの予定じゃないかとは思っております。

以上です。

○議長（石山貴美夫君）　　ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君）　　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。６番、大竹勝子君。

○６番（大竹勝子君）　　６番、大竹勝子です。

私は、ただいま議題となっている議案第41号、工事請負契約について（し尿等中継槽建設工事）に対して、反対の立場から討論いたします。

本案については、現在、三津間地区のクリンピュア川根において処理が行われているし尿等について、静岡市への委託処理に切り替えるのに伴って、当町内で収集されたし尿等を一旦この施設に貯留し、粉碎等若干の処理を行った上で静岡市へ向けて運搬する際の中継槽を建設するというものです。

私は、かねてからこの種の事務については、外部委託にするというのは大規模災害などのときのことを考えると、決定的に不適切ではないかということを指摘してきました。いよいよその外部委託へ切り替えに向けての、言わば最終段階の事業が本議案において提案されているわけですが、この意味においては、私はこれまでし尿処理の外部委託への切り替えに関連して提出されたもろもろの議案と同様、本案についても賛成することができないということを変更して明らかにしておきたいと思います。

なお、国内においても、また世界的にも資源循環型社会の構築が叫ばれています。加えて農業にも必要な肥料の輸入が、これからはこれまでと同様には期待できなくなるとも言われています。少なくとも調達コストの上昇は避けられないということが関係者のほぼ一致した見方になっています。

この点、江戸時代の循環型社会の例を引くまでもなく、し尿は、本来的には貴重な資源と見るべきです。私たちがかねてから提案してきているように、生ごみや剪定枝、落ち葉などとし尿を使って有機質肥料を作って、当町の農業を資源循環型農業の先進事例とするくらいの意気込みで、外部委託によってし尿の処理をしてもらうのが当たり前といった考え方を今こそ改めるべきだと思います。

最後に、議案自体の問題にも触れておかなければなりません。事前に入札結果表を閲覧したところ、本件の落札率は95.6%と、この種の議案については比べれば若干低くなっていますが、一般的には談合と疑うべき水準を超える数字となっていることは明らかです。少なくとも情報の漏えいを含む、一般的には不適切とされる問題などがなかったのか否か、厳正な調査をすべきです。

しかし、町長は、調査自体はもとより、その必要性すら認めない姿勢に終始しています。こうした姿勢を不問に付することは到底できません。

以上の点を率直に指摘して、本案に対する私の反対討論といたします。

○議長（石山貴美夫君） ただいまは原案に反対の者の発言でありました。

次に、原案に賛成の者の発言を許します。11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） 11番、中澤莊也です。

私は、議案第41号、工事請負契約の締結について、賛成の立場から討論をいたします。

この工事の請負契約に係る予算については、1月31日に行われた臨時議会でまず承認をされていることをまず申し上げておきます。2月27日に、土木に関する特定建設業者8者、これは指名委員会で示された業者だと思いますが、全て見させていただきますと、非常に実績もあり、この業者にどの業者が落札しても問題なく事業は遂行できるというふうに考えます。

この入札は落札率は高いものの、適正に行われているということを認め、私は賛成をいたします。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第41号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（石山貴美夫君） 起立多数です。

したがって、議案第41号、工事請負契約の締結について（し尿等中継槽建設工事）は、原案のとおり可決されました。



◎日程第5 議案第42号 工事請負契約の締結について（し尿等中継槽建設造成工事）

○議長（石山貴美夫君） 日程第5、議案第42号、工事請負契約の締結について（し尿等中継槽建設造成工事）を議題とします。

本案について質疑はありませんか。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 6番、大竹勝子です。

これも落札率が99.48%となっておりますが、この工期はあしたから来年の2月28日だと説明されていますが、実際に行われる工事はいつからいつまでですか。

○議長（石山貴美夫君） くらし環境課長、風間一章君。

○くらし環境課長（風間一章君） お答えいたします。

先ほどの中継槽の建設工事と同様で、同じ一体の事業の工事となっております。そうした中で、業者間でこれから打合せを行い、そこから工程を組んで進めていきます。ですので、早くても4月の中旬くらいから準備を始めて、着工、着手をしていくと思われます。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対の者の発言を許します。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 6番、大竹勝子です。

ただいま議題となっている議案第42号、工事請負契約の締結について（し尿等中継槽建設造成工事）に対して、反対の立場から討論をいたします。

本案については、先ほどの建設工事の請負契約が可決されたし尿等中継槽を建設するための敷地を造成する工事の請負契約の締結について、議会の承認を求めるというものです。

し尿の処理を長距離の運搬を必要とする外部の自治体への委託に切り替えることそのものに対する考え方は、先ほどの件と同様ですから繰り返しますが、本件については落札率が

99.4%と、先ほどの件よりもさらに高いものとなっています。これについても町長は何ら問題はなく、調査の必要性すら認めない姿勢です。先ほどの件に増して不適切な程度は重いと云わざるを得ません。

今申し上げた点と、先ほどの議案第41号についてのそれとの重複を避けるために割愛した問題も併せて、本件についても賛成しかねるということを申し上げ、本案に対する私の反対討論といたします。

○議長（石山貴美夫君） 次に、原案に賛成の者の発言を許します。11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） 11番、中澤莊也です。

議案第42号、工事請負契約の締結について、賛成の立場から討論いたします。

この入札についても指名競争入札、適正な業者が6業者指名されていて、4月27日に適正に執行されているということで、反対者は落札率ですか、その高さ95%を超えると談合というようなことを言われますが、私はそうではないというふうに考えます。

こういう考え方があります。公共事業における落札率の高さは、必要な原価と利益を見込めば、予定価格に近いものが出ると。どの会社が受注しても落札率が高くなることは考えられていることでありますし、今の技術からすると、県の示された建設単価というのが出ております。そういうものを適切に利用して、設計の中で自分たちが利益を勘案して落札することとは可能であるというふうに考えます。

この指名競争入札は、適正に行われているものと認め、賛成といたします。

○議長（石山貴美夫君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第42号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（石山貴美夫君） 起立多数です。

したがって、議案第42号、工事請負契約の締結について（し尿等中継槽建設造成工事）は原案のとおり可決されました。

————— ◇ —————

◎日程第6 議案第43号 工事請負契約の締結について（町道水川藤
川線災害復旧工事）

○議長（石山貴美夫君） 日程第6、議案第43号、工事請負契約の締結について（町道水川藤

川線災害復旧工事）を議題とします。

本案について質疑はありませんか。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 6番、大竹勝子です。

この工事の落札率が99.76%ということでしたけれども、工事期間中に新たな災害に見舞われる可能性といったものはないのでしょうか。横断している沢や上流の山林などに対して、治山事業が実施される見通しはあるのでしょうか、伺います。

○議長（石山貴美夫君） 建設課長、梶山正幸君。

○建設課長（梶山正幸君） ただいまの質問についてお答えいたします。

今御質問いただいた点につきましては、前回も御回答させていただいているとおりでございます。災害につきましては、工事期間中に災害があるかどうかというのは、その年の気象状況によって大幅に変化があるものと考えられます。災害があるのを見込んで工事発注するということは、通常的にあり得ないものと考えますので、災害に対応できるような内容の工事施工を実施するものであります。

また、治山工事等につきましては、県のほうの担当になりますので、そちらについては県のほうにも協議をしながら、実施をしていただくよう、対応を進めてまいるところでございます。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対の者の発言を許します。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 6番、大竹勝子です。

私は、ただいま議題となっている議案第43号、工事請負契約について（町道水川藤川線災害復旧工事）に対して、反対の立場から討論いたします。

本件について、2022年9月の台風15号によって路盤などが崩落して通行不能になり、災害復旧工事だった町道水川－藤川線が、昨年8月の降雨で再び災害に遭い、それを復旧するための工事請負契約を結ぼうとするものです。

この災害箇所は短い間に2度も災害に遭っており、二度あることは三度あると言われるとおり、この復旧工事中を含めて近い将来にまた災害に遭う可能性が決して小さくないことが考えられます。もし、そのようなことになれば、利用者などの納得は到底得られないものだと考えられるだけでなく、貴重な財源を投じて実施する事業として、納税者の理解も得られないだろうと思います。

もちろんこのように言ったからといって、一般論として災害箇所はできるだけ早期に復旧させてほしいというのが沿線住民や利用者などの切実な願いだというのは改めて強調するまでもないところです。

しかし、災害箇所を復旧させるについては、原状復旧が原則だとはいえ、やはり同様の災害を簡単には再び被らないような構造や工法を採用すべきだということを考えます。

なお、この箇所については、2度とも町道を横断している沢が増水して災害を発生させていることを考えると、その沢やさらに上流部の山林に係る治山事業が、最低でもある程度効果を上げ始めるのを待って、本格的な復旧に着手するようにすべきではないかと思います。

治山工事などが、最低でもある程度の効果を上げるまでには、この路線の復旧を図るとしても、最小限の通行を確保するための仮の通行レーンの設置する程度にとどめるべきです。あるいは、横断する沢が近年盛んに警鐘が鳴らされている過去に経験のないような異常な降雨などで増水したとしても、路盤やのり面、路肩の構造物などが影響を受けないような構造や工法によって復旧を図るべきです。

ところが、補正予算の審議の中では、事もあろうに横切る沢の増水などに対しては弱いとされている軽量盛土を用いた工法が取られているということです。このままでは1億を超える巨額の工事費を2度も投じて、復旧が実現しても同じ箇所が再度災害を被る可能性が決して小さくはないのではないのでしょうか。

あわせて、この種の議案審議に際しては、ほぼ恒例のように指摘されているところですが、落札率が99.7%と異常とも言うべき高い比率となっています。こうした数字を目の当たりにして、正常な競争入札が行われたと考えることは、極めて困難と言わなければなりません。

言うまでもなく地方自治法では、自治体が事業者と契約を交わす際には、一般競争入札によることを原則としており、指名競争入札はある意味で原則から外れたという位置づけです。ここから明らかになる自治法の目指す本来の在り方は、正常な競争入札をいかにして確保するかという点にあると考えます。

それなりの当町においては、神技とも形容されるような極めて高い落札率での契約がほぼ例外なく続いています。こうした実態は地方自治が目指している在り方とは、根本的に相入れないと言わざるを得ません。この点についても率直に言っておきたいと思います。

最後に繰り返しになりますが、一般論として災害箇所の1日も早い復旧を図ることは、町民や利用者が切実に願っているところであり、私の考え方としてもこの点は変わらないわけですが、本件に関しては単に早く元どおりにするのが当たり前というだけでは済まない点を含んでいるということを改めて申し上げ、本案に対する私の反対討論といたします。

○議長（石山貴美夫君） 次に、原案に賛成の者の発言を許します。11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） 11番、中澤莊也です。

私は、議案第43号、工事請負契約の締結について、令和6年度、令和6年災査定番号第31号、町道水川藤川線道路災害復旧工事の請負契約の締結について、賛成の立場から討論いた

します。

先ほどの工事もそうありますが、2月22日に土木工事に関する特定建設業者、特定建設業の許可を有する町外2業者、町内4業者をもって指名競争入札が行われております。

この業者の実績等を勘案して指名競争入札が行われたものと考えられます。指名競争入札は、適正に行われていることを認め、また、落札した株式会社梶山組の町内における実績等を勘案しても、この工事は工期内に適正に施工されるというふうに考えられますので、この請負契約の締結には賛成をいたします。

○議長（石山貴美夫君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第43号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（石山貴美夫君） 起立多数です。

したがって、議案第43号、工事請負契約の締結について（町道水川藤川線災害復旧工事）は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第7 議案第44号 業務委託契約の締結について（し尿等中継槽機械設備設置業務委託）

○議長（石山貴美夫君） 日程第7、議案第44号、業務委託契約の締結について（し尿等中継槽機械設備設置業務委託）を議題とします。

本案について質疑はありませんか。

6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 大竹勝子です。

通常の指名競争入札でなく随意契約によって契約の相手方を選定した理由は何でしょうか。落札率も95.0%となっていますが、やっぱり工事の工期はいつからいつまででしょうか。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） 総務課長、大村妃佐良君。

○総務課長（大村妃佐良君） それでは、大竹議員の御質問にお答えします。

まず、総務課として、指名委員会を所管している立場で説明をさせていただきます。

本業務委託につきましては、し尿等の中継槽を建設工事に伴いし尿処理機を設置するもの

でございますが、搬出するし尿を受入先の機械条件に合わせる必要があること、非常に煩雑な手間や衛生面の配慮等に調整が生じること、このような対応を円滑に行うことができるのは、現在、当町のし尿処理を行っているこの事業者、クリタスですか、しかないという理由の基に単独随契ということで選定をいたしました。

工期については、くらし環境課長から説明させていただきます。

○議長（石山貴美夫君） くらし環境課長、風間一章君。

○くらし環境課長（風間一章君） 工期に関しましては、議決の翌日から令和8年2月27日を予定しております。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対の者の発言を許します。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 6番、大竹勝子です。

ただいま議題となっている議案第44号、業務委託契約の締結について（し尿等中継槽機械設備設置業務委託）に対して、反対の立場から討論いたします。

本件も議案第41号及び第42号と同じく、し尿の処理を静岡市に委託する形に変えるのに伴って整備する中継槽に、機械設備を設置するための委託契約を結ぼうとするものです。

この業務については、中継槽を整備する事業の一部をなすもので、さきに可決された2件と反対する理由は共通しています。落札率に相当する数字についても、議案第41号とほぼ同様ですから繰り返しは避け、2件と同様の理由により、本件についても賛成できないということをお願いし、本案に対する私の反対討論といたします。

○議長（石山貴美夫君） 次に、原案に賛成の者の発言を許します。11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） 11番、中澤莊也です。

私は議案第44号、業務委託の締結について、令和6年度川根本町合併特例債事業、川根本町し尿等中継槽建設工事機械設備設置業務委託の請負契約の締結について、賛成の立場から討論いたします。

先ほど、大村総務課長からの単独随契の質問に対するお答えがあったとおり、今回の事業については単独随契することが町にとって非常にプラスになる、今までいろんなことを受け持っていた株式会社クリタス東海と契約することが有利な契約ができるという判断の下で、単独随契が行われたことと推察いたします。

本業務委託については、し尿等中継槽建設工事に伴い、し尿処理機を設置するものですが、

搬出するし尿等の受入先の機械条件に合わせる必要があると、これは先ほど大村課長が述べられていたとおりであります。非常に煩雑な手間や衛生面の配慮等の調整が生ずることなどの理由から現在当町のし尿処理を行っている株式会社クリタス東海支店と単独随契をするというものでありますので、有利な契約ができ、委託契約に基づいた適切な処理ができるというふうに考えます。

そして、最後に付け加えておきたいことがあります。反対者はし尿処理を外部に委託することに対して反対の立場で討論されておりましたが、これについては、今あるクリーンピュアの設置されている三津間地区との話合いの下で、3年間延長をしていただいて、現在クリーンピュアが運営をしているわけです。し尿処理の建設委員会においても、前鈴木町長の答申に基づいていろんな角度から検討してまいりまして、外部に委託するということが一番これからのランニングコストが安く済む、新しくし尿処理を建設する場合には幾らか、そこに同じものを建て替えたなら幾らかということも詳細に検討した結果、受入先が静岡市しかないということで、静岡市と外部委託を締結するものでありますので、答申に基づいた建設計画であるということを認め、その点についても私は賛成とします。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第44号を採決します。

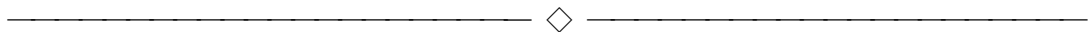
この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（石山貴美夫君） 起立多数です。

したがって、議案第44号、業務委託契約の締結について（し尿等中継槽機械設備設置業務委託）は原案のとおり可決されました。



◎日程第8 議案第45号 令和6年度一般会計補正予算（第10号）

○議長（石山貴美夫君） 日程第8、議案第45号、令和6年度一般会計補正予算（第10号）を議題とします。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(石山貴美夫君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第45号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(石山貴美夫君) 起立全員です。

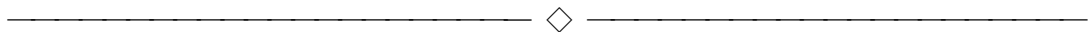
したがって、議案第45号、令和6年度一般会計補正予算(第10号)は原案のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩いたします。再開は1時45分いたします。

休憩 午後 1時34分

再開 午後 1時45分

○議長(石山貴美夫君) それでは会議を再開いたします。



◎日程第 9 議案第33号 令和7年度川根本町一般会計予算

◎日程第10 議案第34号 令和7年度川根本町国民健康保険事業特別会計予算

◎日程第11 議案第35号 令和7年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計予算

◎日程第12 議案第36号 令和7年度川根本町介護保険事業特別会計予算

◎日程第13 議案第37号 令和7年度川根本町訪問看護事業特別会計予算

◎日程第14 議案第38号 令和7年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計予算

◎日程第15 議案第39号 令和7年度川根本町簡易水道事業会計予算

算

○議長（石山貴美夫君） それでは、日程第9、議案第33号、令和7年度川根本町一般会計予算から日程第15、議案第39号、令和7年度川根本町簡易水道事業会計予算までの7議案を一括議題とします。

予算特別委員長から報告を求めます。予算特別委員長、佐々木直也君。

○予算特別委員長（佐々木直也君） それでは、会議規則第77条の規定により、予算特別委員会審査の経過と結果について御報告させていただきます。

3月4日に開会した令和7年第1回定例会において、令和7年度の一般会計予算、五つの特別会計予算及び事業会計については、議長を除く10名の議員で構成する予算特別委員会に付託されました。

当日、本会議散会后、正副委員長の選出、審査日程及び審査方法等を決定し、その後、総務課から令和7年度予算の概要説明を受けました。

課別の詳しい審査は3月5日から11日までの間に5日間、役場本庁舎3階の大会議室で実施しました。

審査は、提出された資料や担当課長や職員の説明、また委員皆様の御協力により円滑に進めることができました。委員からは、様々な質疑、意見等が出され、町長、副町長、教育長をはじめ担当課の皆様におかれましては、それらに対する回答のほか、施策に対する考え方や方針等を示していただきました。また、町の抱える様々な課題に対しましても真摯な御答弁をいただき、内容の充実した委員会となりました。この場を借りてお礼を申し上げます。ありがとうございました。

3月17日は、現地調査を行い、その後、委員会での採決を行いました。採決の結果を御報告いたします。

議案第33号、令和7年度川根本町一般会計予算は、賛成多数で原案のとおり可決です。

議案第34号、令和7年度川根本町国民健康保険事業特別会計予算は、賛成全員で原案のとおり可決です。

議案第35号、令和7年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計予算は、賛成全員で原案のとおり可決です。

議案第36号、令和7年度川根本町介護保険事業特別会計予算は、賛成全員で原案のとおり可決です。

議案第37号、令和7年度川根本町訪問看護事業特別会計予算は、賛成全員で原案のとおり可決です。

議案第38号、令和7年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計予算は、賛成全員で原案のとおり可決です。

議案第39号、令和7年度川根本町簡易水道事業会計予算は、賛成全員で原案のとおり可決です。

次に、審査における質問、意見等について、抜粋して御報告いたします。詳細につきましては、お手元に配付しました委員会審査報告書を御覧ください。

では、税務住民課からまいります。

2. 7. 1 戸籍住民基本台帳費。

住民票等のコンビニ交付実績はどのように推移しているか。

件数は増加傾向で、令和5年度は前年度対比で167%となっている。

窓口のテレビシステムの効果はどのように考えているか。

今年度5月から開始し、今まで45件程度の利用実績があった。わざわざ本庁舎に来ることなく総合支所で用が済むため、市民サービスの向上につながっている。予算的には、システム使用料が毎月必要となる。

次のページ、2ページで、国民健康保険事業特別会計、基金の残高の推移はどうなっているか。

5,000万円を下回らないように運用を考えている。令和7年度末には、7,500万円を見込んでいる。

後期高齢者医療事業特別会計、保険料が増額となっている要因は被保険者が国保するためか。

静岡県広域連合による試算である国保からの移行者と、死亡等の自然減を合わせて試算していると思われる。

危機管理課です。

2. 1. 1 諸費。

防犯カメラの設置について、町としてはどのように考えているか。

そのような声が上がっていることは承知している。ふるさと納税のメニューに含め始めたところである。県の補助事業の活用も視野に入れている。

9. 1. 1 常備消防費。

消防総合情報システムの更新工事の内容は。

機器の更新、無線の移設、場所の移設が主な内容である。

9. 1. 4 災害対策費。

次のページです。

主要事業、避難所用スポットクーラー整備事業、電源は何か。

A C電源である。配備する指定避難所は、非常用発電設備を有している。燃料は備蓄できないため、ガソリンスタンドと災害時協定を締結している。

議会事務局です。

1. 1. 1 議会費。

ペーパーレス会議システムでは、例規等も閲覧可能か。

インターネット接続し、ウェブ上で閲覧が可能である。

次、総務課です。

2. 1. 9 自治会振興費。

集会所修繕負担の基準等を教えてほしい。

150万円以上が地区負担 3 分の 1、10万円以上150万円未満が地区負担 2 分の 1。

2. 8. 5 参議院議員選挙費です。

ポスター掲示場の増減について検討しているか。

現時点では、現状維持と考えているが、今後の検討課題である。

健康福祉課です。

3. 1. 1 社会福祉総務費。

創造と生きがいの湯については、以前指定管理で運営していたが、現在は直営である。今後の見通しは。

現時点では、直営で運営を続けていく考えである。

次のページ、3. 2. 2 児童福祉施設費です。

公立保育園の祝祭日開園、学童保育のお弁当について、今後検討が必要ではないか。

町民の意見・要望として参考にする。

3. 2. 3 子育て支援対策費。

災害時には、子育て支援施設は開放されるのか。

計画上、そのような位置づけにはない。

4. 1. 4 地域医療推進費。

医療機器の整備は、医療機関からの要望によるものか。

そのとおり、今年度予算化できないものは、次年度で予算化するなど計画的に整備していく。

高齢者福祉課です。

3. 1. 3 高齢者福祉費。

地域での敬老事業はかなり減少している印象だが、現在どれくらいの地区が実施しているのか。

必ずしも集会タイプの事業を求めているものではない。実績としてあかいしの郷を含めて 5 地区が実施している。

介護保険事業特別会計、介護予防事業のおかげで要介護者が増えていないという認識でいいか。

介護予防事業は有効であると認識している。今後も継続して展開していきたい。

訪問看護事業特別予算、傾向としてどんなサービスが多いか。

要介護となる以前の要支援 1 から 2 の方の利用が増えている。

会計課です。

2. 1. 11 会計管理費。

収納手数料と支払手数料に係る単価の差が大きい理由は。

支払手数料として、金融機関間の送金時に必要な内国為替運営費実費分を支払うこととしたものである。

社会教育課です。

13. 1 社会教育総務費、主要事業、義務教育学校5年生県外体験学習事業について。

行程日数が減少となったが、昨年度と同様に九州方面に行けるのか。

回れる場所は減少すると思われるが、行程についてはプロポーザルで業者の提案を受け、検討していく。

主要事業、社会体育施設予約システム導入についてです。

今後、ほかの施設にも同様の展開ができるのか。また、いつから運用されるのか。

社会体育施設を含む社会教育課で管轄している施設の予約に対応するもの。12月までにシステムを構築して、その後の運用となる。

13. 4 文化会館運営費です。主要事業、文化会館施設改修事業。

工事期間はホールを使用できないか。

8月から1月を施工期間として見込んでいる。9月の合併記念式典と1月のはたちの集いは使用できるように対応したいので、その間の期間はホールの使用はできない予定である。

14. 3 海洋センター運営費。

利用団体の送迎は主に小学生か。

園児を対象としてアクアリズムやフロアリズムの際に送迎している。

産業振興課です。

6. 1. 3 産業振興費、主要事業、有機農業産地づくり支援事業。

観光農業から切り替えるには、どの程度の期間が必要か。

転換期間として3年間が必要。

6. 1. 5 茶業推進対策費。

輸出拡大事業の具体的内容は。

5市2町連携事業では、渡航支援が各市町1業者という制限がある。このため、町の予算でもう1業者の枠を設けている。

6. 1. 7 農林業センター運営費。

茶等の苗木は町外者でも購入可能か。

町内優先であるが、町外者へも農協を通じて販売している。

6. 2. 2 林業振興費。

里山セーブが令和6年度より増えている理由は。

要望箇所の増に対応するものである。

主要事業、大井川産材利用促進事業。

この事業は森林環境贈与税の活用方法として適切なのか。

直接施業ではないが、木材活用のPRという意味では適切な活用方法である。

次、建設課です。

22ページです。6. 2. 4 林道費、主要事業、県単独改良林道坂京河内線改良工事。

かなりの時間を要するが、もっと早期に対応できないものか。

補正対応が可能であれば、もう少し早めに対応できる。

8. 1. 1 土木総務費、主要事業、元青部小学校周辺土地整備。

電柱移設は必要なのか。

地主との協議により、民有地上空に線が通らないようにする必要がある、電柱移転が必要となった。

8. 2. 1 道路維持費。

水道管破裂による路面下空洞の心配はないか。

町内水道管の布設では、埋設の深さを考慮すると危険は少ないと考えている。

次のページ、8. 3. 3 河川改良費、主要事業、準用河川杉沢川・普通河川タイザ川河川改修工事。

排水ポンプが設置されないことは、地元説明されているのか。

県の事業であるが、町としても地元周知が不足している印象を受けたため、地元説明会の実施について県へ依頼した。

11. 1. 2 林業施設災害復旧費。

沢に詰まっている流木処理は、災害復旧として対応できるか。

災害予防という観点で別の費目による対応になると考える。水量の増強ならば町で対応できるが、個人所有地の場合は公費対応できないという認識である。

26ページ、経営戦略課です。

2. 2. 2 まちづくり事業費、主要事業、多文化共生推進事業。

外国人が増加している状況だが、どんな業種において増えているのか。

製造業で外国人が増加している印象である。従業員は会社で支援するが、その家族を漏らさないための事業である。

にぎわい拠点づくり事業、空き校舎活用。

計画策定を委託する理由は。

コーディネートを委託するものである。当然ながら地域の意見を反映していく。

2. 2. 3 定住・移住推進費、主要事業、空き家改修補助事業。

もともと空き家バンクに登録してある物件を改修することも対象か。

移住者専用の賃貸住宅として供給する物件であれば対象となる。

28ページ、大井川鐵道災害復旧支援事業費。

令和7年度中の動きによって補正がある可能性があるということか。

そのとおり。

29ページ、教育総務課です。

11. 3 教育諸費。

教育ビジョンの推進として先進地視察を予算化しているが、候補地はどこか。

今年度は個別最適な学びや義務教育学校をテーマに実施した。令和7年度も引き続き個別最適な学び、義務教育学校をテーマに先進地視察を実施する予定である。

30ページ、11. 5 地域若者教育推進費、主要事業、奥流・南麓寮運営管理事業。

よすが苑の廃止は、契約上問題ないのか。

借上料はよすが苑の分も予算計上されているが、舎監業務は除いてある。借主とも協議し、理解してもらっている。

12. 1 義務教育学校管理費、主要事業、三ツ星学園体育館空調設備等工事設計業務。

実際の工事費はどの程度を見込んでいるか。

設備内容によるが、現時点での見積りでは1施設1億円規模の事業費となる見込み。断熱施工の必要性、空調機の規模などを検証して、適正規模の設備を設置したい。

32ページ、くらし環境課です。

2. 5. 2 路線バス対策費。

減額の理由は。

運行委託料の減額によるものである。具体的には委託料に含まれる車両の借上経費の減額である。

主要事業、公共交通運行事業。

デマンドタクシーの利用状況はいかがか。

北部では約4,000件、徳山で3,000件、南部で3,000件の利用実績がある。徳山に拠点を置いたことでバランスよく利用されている。

4. 2. 2 し尿処理費です。主要事業、クリーンピュア川根本町解体に関する事業。

島田市と本町の負担割合はスムーズに決定したのか。

組合解散時点で既に協議済みであった。

簡易水道事業会計。

水道料収入が前年度比で減少している理由は。

令和5年度に策定した経営戦略により、将来の人口推移や水道使用量を基本に算定している。

デジタル推進課です。

2. 3. 1 情報政策費、主要事業、情報通信基盤施設更新（修繕）事業。

かわねフォンの運用は今後も継続していく方向性か。

現機器は、経年劣化により不具合の問合せが増加している。町民負担が発生する中でどこまでの機能が必要かといった議論を重ねていく。

2. 3. 2 広報広聴費。

施設予約ができるようになるのと伺ったが、予約可能な施設はどこまでか。

オンライン予約が可能な町の施設は、ホームページ上で全て予約できるようにしていきたい。

36ページ、観光交流課。

7. 1. 4 選ばれる観光地づくりの補助金は、何に対して交付されるものか。

学生の合宿等を支援するためなどに交付される。

主要事業、春夏秋冬地域活性化事業。

ミズベリング事業の展開イメージは。

河川区域の営業活動ができるよう、認可を受けたところ。これによりこの場所での物販等の営業行為が可能となった。令和8年度での事業化に向けた実証事業を行っていく。

主要事業、寸又峡プロムナードコース魅力化事業。

新年度から徴収する協力金はどの程度を見込んでいるか。

2,400万円を予算化した。

最後、38ページです。

施設修繕改修における町と指定管理者の負担区分に関して、現在のルールでは修繕費がかさんでいくおそれがあり、根本的に見直す必要がある。現在は協定に基づき原則として10万円未満は指定管理者の負担となっている。今後については検討していく必要性を感じている。

以上のとおり御報告いたします。

最後に改めて皆様には円滑な委員会運営ができましたことを感謝申し上げます。また、要点を押さえて作成された資料やモニターを活用した説明により、町が実施する事業の目的や概要など、非常に分かりやすかったという所感を述べさせていただき、令和7年度予算特別委員会の委員長報告といたします。

○議長（石山貴美夫君） 委員長の報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから議案第33号、令和7年度川根本町一般会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対の者の発言を許します。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 6番、大竹勝子です。

議案第33号、令和7年度一般会計予算案に対する反対討論を行います。

私は、当町の来年度一般会計予算案については、本年度において実施された、いわゆる大型事業といったものはこれといって盛り込まれていないにもかかわらず、今年度の当初予算

に比べて2,800万円規模が大きくなっています。常識的にはよほど町としての懸案事項や町民の様々な要望などを取り入れたのではないかと思いたくのところですが、私が目を通した範囲では、町民生活に直接関わるような分野で目に見えて充実させられているようには思えません。

強いて言えば、私たちが繰り返し求めてきた補聴器の購入に対する助成事業が新たに始められるという点はあるかと思います。

しかし、委員会審査の中でも議論になったところですが、1件当たり5万円を限度として10件分の50万円が組まれているにすぎません。加えて住民税非課税の方と限定さえしている上に、あらかじめ医師の診断が必要だという狭き門で、実際にどれだけの方が対象になるか。また、助成金を受け取って、購入につながれるとか、甚だ疑問があると言わなければなりません。せっかくこのような仕組みを新たにつくるのであれば、必要性を感じておられる方こそ実際に使えて、多くの方に喜ばれるような血の通った仕組みにしてこそ、町長が盛んに強調されている「ハードからハートへ」を体現した予算と呼べるはずです。

しかし、この予算案の内容を見る限りでは、町長の意気込みは率直に言って看板倒れに終わるのではないのでしょうか。

また、私は、昨日、一般質問で大鐵の早期全線復旧をどのようにして図るのかという問題を取り上げました。これについて本予算案は、新たな目として大井川鐵道災害復旧事業費が組まれているわけですが、金額については率直に言って目を疑いました。何と6万円こっきりです。

復旧に向けての事業費負担の割合が固まったら、この目に必要な額を補正計上するといった説明がされていますが、この当初予算で組まれている金額では、町民と行政、議会が一丸となって早期全線復旧の機運を盛り上げるなど、夢のまた夢ということになるのではないのでしょうか。

大鐵本線の早期全線復旧を支援する会の皆さんや、大鐵の1日も早い復旧を切実に願っている多くの町民や関係者をかえって落胆させる内容になっているのではないのでしょうか。少なくとも町当局の本気度を疑わせるには十分なことだけは間違いないと思います。

このほか、町長が町として重点施策としている子育て支援の中でも、育児用品の購入支援事業について、必要なときに買えないとか、町場で買ったほうが安いなど、苦情とも言うべき声が私のところにも寄せられています。

ところが、この予算案では、これに応えるどころか予算額を60万円も減額しています。町外の高校に通う生徒さんの通学費への補助についても全く聞く耳持たれずとしか見えないお答えでした。

給食費の無償化についても、さきに可決された一般会計補正予算において、地域振興基金の取崩しを全面的に中止した上、1億円もの積み増しをしています。その際にも指摘させていただきましたが、財源は十分にあると考えられます。にもかかわらず、当局側の答弁によ

れば、限られた財源の中では厳しい旨の消極的な姿勢に終始しています。

妊産婦健診などの交通費への補助を新たに行うといった施策が盛り込まれていること自体は、もとより評価するにやぶさかではありません。

しかし、これをもって指摘してきたような問題に目をつぶるわけにもいきません。少なくとも町長が上げる「子育てしやすいまちづくり」というフレーズについては、額面どおりにはとても受け取れないのは明らかです。

なお、誤解を避けるために1点だけお断りしておきたいと思いますが、多くの職員の皆さんは恐らく、より町民の方々の願いに応えた町政になるように様々それぞれの部署において努力しておられると思います。

しかし、町政トップの初心を忘れてしまったかのような姿勢の下、心ならずも少なくない町民からあまり評価されないような施策の執行に甘んじておられるのではないのでしょうか。

私は改めてこの場を借りて、多くの職員が入庁時に抱いていたはずの、町民に喜ばれ頼られる町政の担い手となるという気持ちが全面的に生かされるような町政の実現を、町長をはじめとする町幹部の皆さんに求めていると思います。

このほかにも指摘しなければならない点はあるわけですが、時間の関係もありますから、この程度にとどめますが、この内容のままでは到底賛成することはできないということを申し上げ、本案に対する私の反対討論といたします。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） 次に、原案に賛成の者の発言を許します。11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） 11番、中澤莊也です。

私は、議案第33号、令和7年度川根本町一般会計予算について、賛成の立場から討論いたします。

令和7年度予算は、総花的なものではなく、中長期的なまちづくりの展望を見据え、人づくり、サービスを2本の柱とし予算編成の重点事項、安心安全な生活基盤、人口減少対策、主要産業の活性化に基づき編成された予算と思われます。

予算編成に当たっての経常経費比率は前年度を上回ってはいますが、これは給与改正による人件費の増額が主な要因であり、消耗品費や印刷製本費等はDX事業の推進の効果もあり、前年度より低く抑えられております。他の経常経費についても、前年度の実績等に基づき精査された上、適正な予算が計上されております。さらに、重点事項の一つである人口減少対策の一つとしての定住・移住対策の促進を図るための新規事業として、特定地域づくり推進事業として特定地域づくり組合に対する支援事業費の計上や、空き家対策費補助事業の補助制度の拡充のための予算の計上、子育て支援の拡充を図るための新規事業として妊婦健診交通費助成事業など、他の分野においても積極的に新規事業に取り組む姿勢が見られます。

それぞれの分野で予算化された事業は、まちづくりを推進するため町民の生活、福祉、医療等を推進するため必要不可欠な予算であると考えます。収入の面においても、実財源の不

足を補うため、有利な起債や各種補助金が適正に財源として充当されております。

以上述べたとおり、令和7年度一般会計予算は安心な生活基盤、人口減少対策、主要産業活性化を図るため必要不可欠な予算と認め、賛成いたします。

○議長（石山貴美夫君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第33号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（石山貴美夫君） 起立多数です。

したがって、議案第33号、令和7年度川根本町一般会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

これから議案第34号、令和7年度川根本町国民健康保険事業特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第34号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（石山貴美夫君） 起立全員です。

したがって、議案第34号、令和7年度川根本町国民健康保険事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

これから議案第35号、令和7年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第35号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（石山貴美夫君） 起立全員です。

したがって、議案第35号、令和7年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

これから議案第36号、令和7年度川根本町介護保険事業特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第36号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（石山貴美夫君） 起立全員です。

したがって、議案第36号、令和7年度川根本町介護保険事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

これから議案第37号、令和7年度川根本町訪問看護事業特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第37号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(石山貴美夫君) 起立全員です。

したがって、議案第37号、令和7年度川根本町訪問看護事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

これから議案第38号、令和7年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(石山貴美夫君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第38号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(石山貴美夫君) 起立全員です。

したがって、議案第38号、令和7年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

これから議案第39号、令和7年度川根本町簡易水道事業会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(石山貴美夫君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第39号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(石山貴美夫君) 起立全員です。

したがって、議案第39号、令和7年度川根本町簡易水道事業会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

————— ◇ —————

**◎日程第 16 発議第 2 号 川根本町議会の個人情報の保護に関する条
例の一部を改正する条例について**

○議長（石山貴美夫君） 日程第16、発議第 2 号、川根本町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

お諮りします。

本件は、会議規則第39条第 2 項の規定によって、趣旨説明を省略したいと思います。

御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は趣旨説明を省略することに決定しました。

なお、本件は全員が賛成者でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 異議なしと認めます。

したがって、質疑、討論を省略することに決定しました。

これから発議第 2 号を採決します。

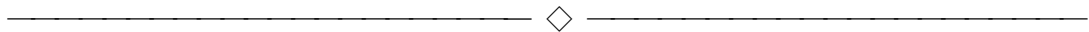
お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第 2 号、川根本町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。



◎日程第 17 発議第 3 号 公立の義務教育諸学校の適正な教員数の維持・確保を求める意見書について

○議長（石山貴美夫君） 日程第17、発議第 3 号、公立の義務教育諸学校の適正な教員数の維持・確保を求める意見書についてを議題とします。

お諮りします。

本件は、会議規則第39条第 2 項の規定によって、趣旨説明を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は趣旨説明を省略することに決定しました。

なお、本件は全員が賛成者でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 異議なしと認めます。

したがって、質疑、討論を省略することに決定しました。

これから発議第3号を採決します。

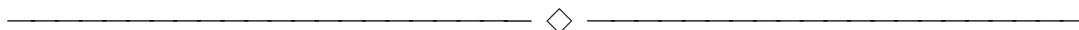
お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第3号、公立の義務教育諸学校の適正な教員数の維持・確保を求める意見書については、原案のとおり可決されました。



◎日程第18 発議第4号 川根本町管内における警察力の維持・確保
に関する意見書について

○議長（石山貴美夫君） 日程第18、発議第4号、川根本町管内における警察力の維持・確保に関する意見書についてを議題とします。

お諮りします。

本件は、会議規則第39条第2項の規定によって、趣旨説明を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

○議長（石山貴美夫君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は趣旨説明を省略することに決定しました。

なお、本件は全員が賛成者でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。

御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 異議なしと認めます。

したがって、質疑、討論を省略することに決定しました。

これから発議第4号を採決します。

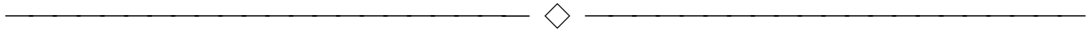
お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(石山貴美夫君) 異議なしと認めます。

したがって、発議第4号、川根本町管内における警察力の維持・確保に関する意見書については、原案のとおり可決されました。



◎閉 会

○議長(石山貴美夫君) これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和7年第1回川根本町議会定例会を閉会します。

閉会 午後 2時24分